

令和4年度

宗像市子どもの権利救済・回復活動報告書



イメージキャラクター  
『ふくちゃん』

宗像市子どもの権利救済委員  
むなかた子どもの権利相談室  
「ハッピークローバー」

## はじめに（巻頭言）

### 子どもとともにつくる、はぴくろへ！

令和 4 年度宗像市子どもの権利救済委員

栄留 里美

今年度はハッピークローバー10年目を迎えました。宗像市の子どもたち、おとなの皆様のご理解ご支援で10年目という節目を迎えられたと思います。改めてお礼を申し上げます。

10年目を記念してハッピークローバーのふくちゃんのお友達を募集しました。沢山の応募の中から、子ども委員・そして投票してくれた子どもたちのおかげで「ルカちゃん・ルイくん」が選ばれました。

キャラクターや標語選びから始まって、子どもたちの参画が今年度のテーマであったのではないかと思っています。今何が困りごとなのか、どんな場所にはぴくろがなってほしいか等聴くことができました。

子どもたちの声から「土曜日相談会」も始まることになりました。第2回子ども委員会で土曜日相談会への要望を聴くと、相談室の飾りつけやぬいぐるみを置いてほしい、はぴくろグッズをプラバンでつくる等してもっと知らせた方がいい、宿題ができる場所もあるといい、公園で話したいなどなど新たな意見を沢山頂きました。飾りつけやグッズ制作は費用の面で若干不安でしたが、子どもたちから自分たちで作りたいという意見もあってともに相談しながら創っていけるといいなと感じました。私自身「相談室」のイメージが、机と椅子だけの部屋だったなど自身の視野の狭さを実感し、子どもたちに意見を聴くことの重要性を実感しました。

「わたしたち抜きにわたしたちのことを決めないで」という言葉があります。子ども本人に聴くことが子どもの権利（意見表明権）であり、子どもに利用してもらえらる機関になるために子ども参画は今後必須だと思います。2023年4月から、子ども参画が盛り込まれた子ども基本法が施行されており、益々重要になっていくと思います。今後、ハッピークローバーでも子どもの意見発表会も企画されています。

私は令和4年度で委員を退任しましたが今後も応援しております。これまでの感謝とともに今後の益々の発展に期待しております。

子どもの「ために」ではなく子どもと「ともに」つくるはぴくろへ！

# も く じ

はじめに（巻頭言） 宗像市子どもの権利救済委員 栄留 里美

1 宗像市子どもの権利救済委員・むなかた子どもの権利相談室	
(1) 子どもの権利救済委員・権利相談室	1
(2) 組織	1
(3) 子どもの権利救済・回復のしくみ	3
2 子どもの権利救済・回復活動の概況	
(1) 相談活動の概況	5
(2) 救済申立て・発意件数	12
(3) 令和4年度の相談傾向	13
3 はぴくろのお手紙相談、子ども専用オンライン相談、出張相談会	
(1) 令和4年度の実施状況	14
(2) はぴくろのお手紙相談	14
(3) 子ども専用オンライン相談	15
(4) 出張相談会（休止中）	15
4 子どもの権利救済・回復活動の実際	
(1) 相談対応・調整活動の事例	16
(2) 救済申立て・発意	20
(3) 救済委員会議報告（一部抜粋）	22
5 広報・啓発活動	
(1) リーフレット・カードの配布	25
(2) 「はぴくろ通信」の発行	25
(3) 体罰防止のための活動	26
(4) 小・中学校での啓発活動	26
(5) むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート	26
(6) 絵本作成、読み聞かせ	27
(7) 子どもの権利に関する図書館展示	27
(8) 第1・2回はぴくろ子ども委員会	28
(9) はぴくろまでの市役所内道案内	29
(10) 河東小学校PTA家庭教育学級	29
(11) インスタグラムによる広報・啓発	30
6 令和4年度の総括と令和5年度に向けて	
(1) 令和4年度の総括	31
(2) 令和5年度に向けて	33
7 子どもの権利救済委員・相談員からのメッセージ	
・ 代表救済委員 藤田 裕子	35
・ 救済委員 河内 祥子	36
・ 相談員からのメッセージ	37-39
参考資料	
・ むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート結果	40
・ 宗像市子ども基本条例と子ども施策	45
・ 宗像市子ども基本条例	49
・ 宗像市子ども基本条例施行規則	58
・ 子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿	68

# 1 宗像市子どもの権利救済委員・むなかた子どもの権利相談室

## (1) 子どもの権利救済委員・権利相談室

宗像市子ども基本条例は、宗像市の子ども一人ひとりに保障される権利の内容を明らかにし、市民に子どもの権利を守ることを求めています。

それを確実なものとするために、子どもの権利が侵害されたときに、子どもや関係者がそれを相談し、必要に応じて子どもの権利を回復するための機関として、子どもの権利救済委員制度と子どもの権利相談室（「ハッピークローバー」）を設けています。

子どもに関する公的な相談機関には様々なものがありますが、子どもの権利救済委員とハッピークローバーは、専ら子どもの最善の利益の保障を目的に活動するために、独立性が尊重されることに特徴があります。

## (2) 組織

### ① 宗像市子どもの権利救済委員とは（条例第 21 条、第 22 条）

#### ア 設置目的

子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため。

#### イ 主な対象

18 歳未満の宗像市在住の子ども

#### ウ 体制（令和 5 年 3 月 31 日現在）

子どもの権利救済委員 3 人

藤田 裕子（ふじた ゆうこ）	弁護士（福岡県弁護士会）
栄留 里美（えいどめ さとみ）	社会福祉士（大分大学 専任講師）
河内 祥子（かわち しょうこ）	教育関係者（福岡教育大学 教授）

身分	地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定される市の附属機関に属します。活動において迅速性、専門性を発揮する必要があるため、独任制としています。
任期	任期は 2 年で 3 人以内を市長が選任します。再任の制限はありません。
勤務	月 2 回の定例会議を開催し、子どもの権利侵害事例が発生した場合は、随時活動します。
職務 (条例 第 22 条)	(1) 子どもの権利の侵害について、子どもとその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。 (2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。 (3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。 (4) 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。 (5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。



② むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」とは

ア 相談体制

子どもの権利相談員を3人配置し、子どもの権利救済委員と連携しながら、子どもの権利のために活動しています（臨床心理士、社会福祉士、教員免許所持者から採用）。

イ 主な対象

18歳未満の宗像市在住の子ども

ウ 子どもの権利相談員について（条例施行規則第6条）

職務	(1) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。 (2) 子どもの権利救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。 (3) 子どもの権利の普及に関すること。 (4) 前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。
----	--

エ 相談業務の開設及び設置場所

(ア) 開設 平成25年4月1日

(イ) 設置場所 宗像市役所西館1階 子ども支援課子ども相談支援センター内

(ウ) 電話番号 0940-36-9094

子ども専用フリーダイヤル 0120-<sup>クローバー</sup>968-<sup>よつばかな?</sup>487

オ 相談日及び時間

(ア) 相談日 毎週月曜～金曜日（土・日・祝日と年末年始はお休みです）

(イ) 相談時間 午前10時00分～午後6時30分

カ 相談方法

電話・面接・手紙・子ども専用オンライン相談

キ 愛称とイメージキャラクター

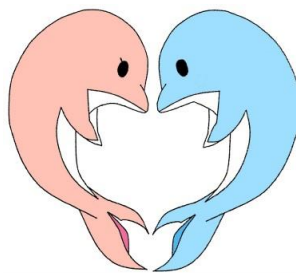
平成25年に、市内の子どもたちに相談室の愛称を募集し、子どもたちの投票によって子どもの権利相談室に「ハッピークローバー」という愛称がつけました。

平成27年には、市内の子どもたちにイメージキャラクターを募集し、子どもたちの投票によって、表紙にも載っている「ふくちゃん」が採用されることに決定しました。

令和4年度には、子どもたちに「ふくちゃんの友だちキャラクター」を募集し、子どもたちの投票のもと「ルカちゃん・ルイクン」が新しいキャラクターとして追加されました。

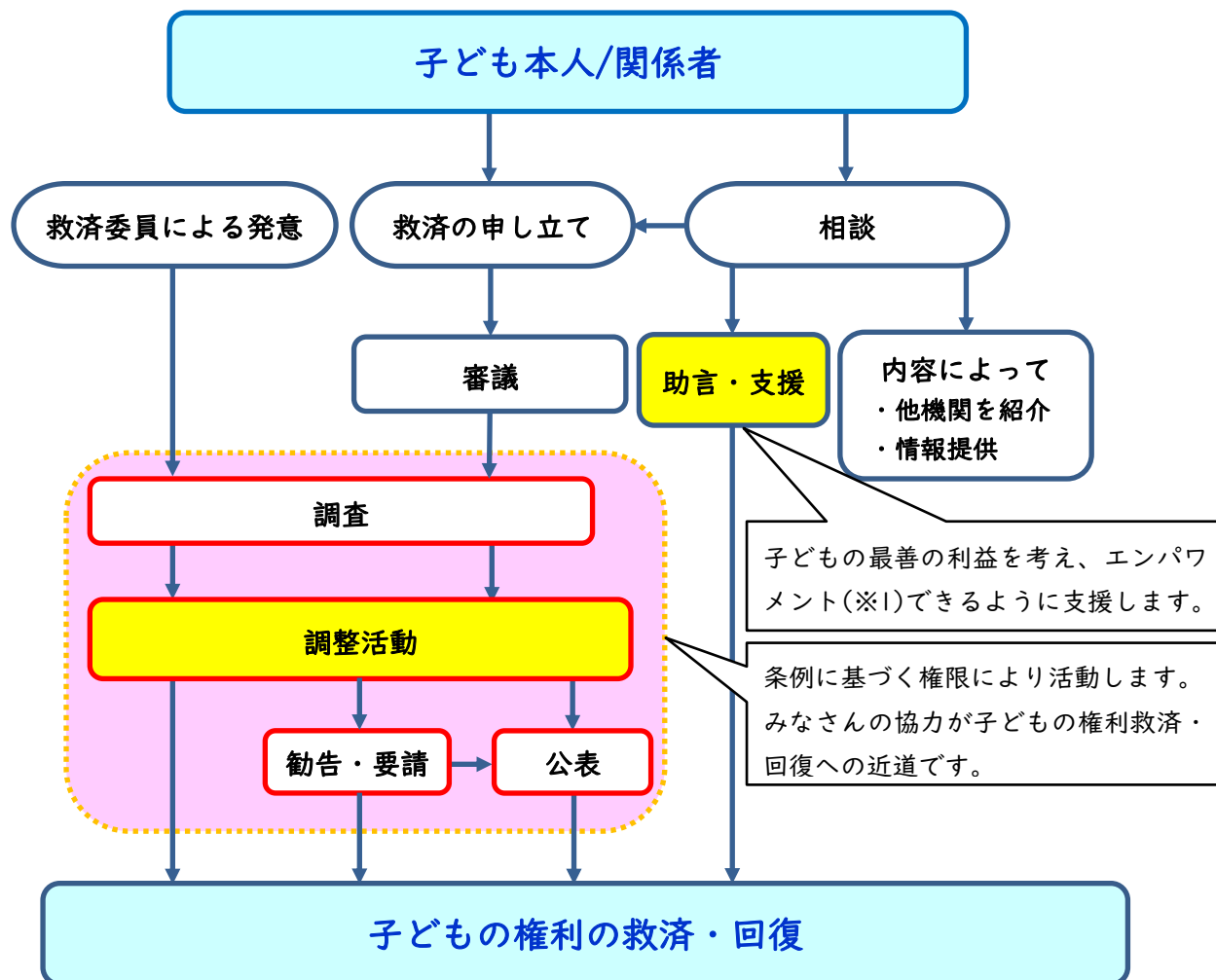


イメージキャラクター  
「ふくちゃん」



友だちキャラクター  
「ルカちゃん・ルイクン」

(3) 子どもの権利救済・回復のしくみ



※1 エンパワメント：個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくための社会的技術や能力を獲得すること。

- ① 審議  
救済の申し立てが、調査・調整活動が必要な事案であるかを判断します。
- ② 調査  
客観的な事実関係を把握するために行います。条例第2条で規定するものすべてに対して調査を行うことができます。この調査は、子どもの権利救済委員が指示することにより、子どもの権利相談員が行うことができます。
- ③ 調整活動  
問題の解決のために、関係者間の関係の調整を図る活動です。
- ④ 勧告  
実際に発生している子どもの権利の侵害に対して、適切な措置を講ずるよう求める場合に行います。
- ⑤ 要請  
実際に発生している子どもの権利の侵害の原因が制度やルールにある場合、必要な改善や見直しを行うように促す場合に行います。
- ⑥ 公表  
救済委員は、必要と認めたときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等の報告の内容を公表することができます。

## 2 子どもの権利救済・回復活動の概況

### <はぴくろの相談方法>

子どもの権利相談室「ハッピークローバー」では令和4年度は「電話・来所・手紙相談」「子ども専用オンライン相談」「はぴくろのお手紙相談」「出張相談会（コロナ禍で休止中）」の6つの相談方法を開設しました。電話相談では、子ども専用フリーダイヤルを設置しています。

- [はぴくろのお手紙相談] 市内小・中学校内に相談ポストを配置し、子どもたちからの相談を受けとめるものです。令和2年度から実施しています。
- [子ども専用オンライン相談] 設立当初より FAX 相談がほとんど寄せられていないことや、子どもたちが使用しやすい方法を鑑み、令和3年度の試行期間を経て、令和4年度より FAX 相談をオンライン相談へと変更しています。

※ 『はぴくろのお手紙相談』『子ども専用オンライン相談』『出張相談会』の詳細については p.14-15 を参照

### <相談活動概況の統計>

本年度内に、子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が受けた相談を項目に分けて分析したものです。分析結果の順序は以下の通りです。

[相談活動の概況]
① 年間相談対応件数
② 相談者の内訳
③ 相談者・相談対象の子どもの学年 [実件数]
④ 相談内容（全体・子ども本人の相談）
⑤ 年代別にみた子どもからの相談内容 [延べ件数]
⑥ 1ケース当たりの継続回数 [実件数]
⑦ 相談方法別にみた相談件数（令和3年度との比較）
⑧ 月別相談件数
⑨ 曜日別相談件数
⑩ 時間帯別相談件数
[救済申立て・発意]
⑪ 申立て・発意件数

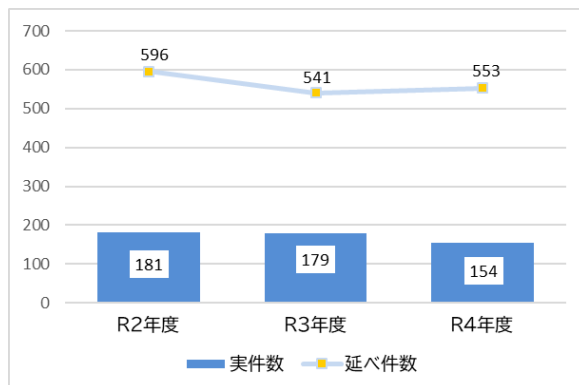
## (1) 相談活動の概況

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に寄せられた相談は下記のとおりです。

### ① 年間相談対応件数

年間に受けた相談の実件数は154件、延べ件数は553件でした。令和3年度と比較すると、実件数は25件減り、延べ件数は12件の増加がみられました。

	R2年度	R3年度	R4年度
実件数	181	179	154
延べ件数	596	541	553



#### ※ 実件数

新規相談件数＋継続相談件数

#### ※ 新規相談件数

初めての相談の件数

#### ※ 継続相談件数

前年度以前に相談があった人から、今年度になって再度相談があった初回の件数（例：R3年度に相談があった子どもから、R4年度になって3回相談があったときは、継続相談件数1件、延べ件数3件）。

#### ※ 延べ件数

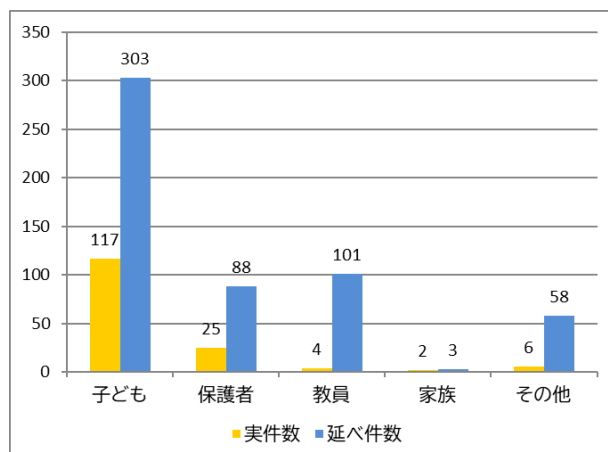
総相談対応件数。「相談を受けた件数」と「相談に関して連絡・調整対応を行った件数」。(例：1人から5回の相談を受けた場合は、実件数1件・延べ件数5件)

### ② 相談者の内訳

実件数について、7割以上が子ども本人からの相談でした。延べ件数については、連携をはかった件数も含まれており、「子ども本人」「教員」「保護者」「その他」「家族」の順で多くなっていました。

「その他」というのは、関係機関と相談・連携した件数が主で、地域の方からの相談等も含まれています。

	子ども	保護者	教員	家族	その他	合計
実件数	117	25	4	2	6	154
延べ件数	303	88	101	3	58	553



#### ※ 家族

兄弟や祖父母など、保護者以外の親族からの相談を指します。

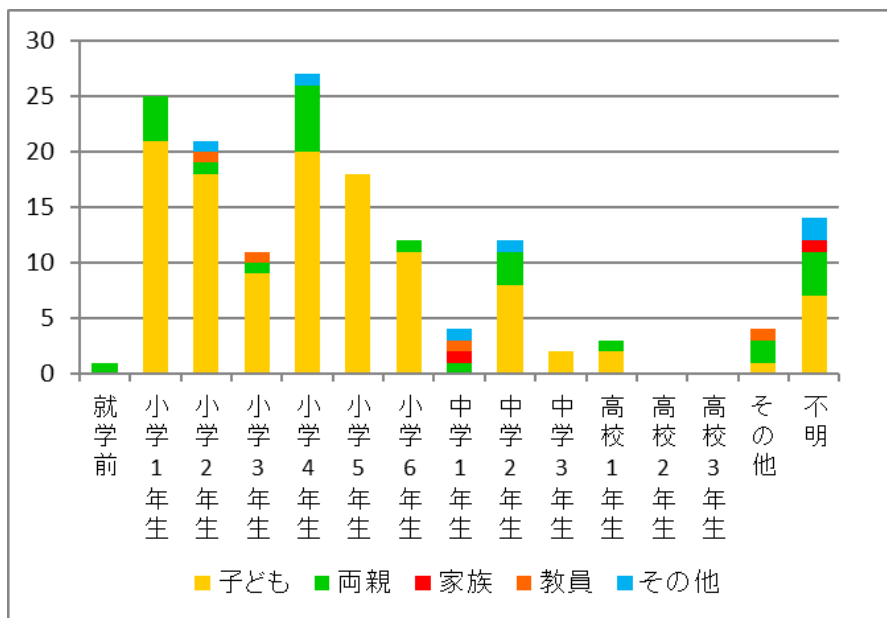
#### ※ その他

それ以外の関係者や関係機関からの相談を指します。

③ 相談者・相談対象の子どもの学年 [実件数]

子ども本人からの相談について、小学生からの相談が多く、小学4年生、1年生、2・5年生の順で多くなっていました。保護者からは、幅広い年齢のお子さんに関する相談がありました。

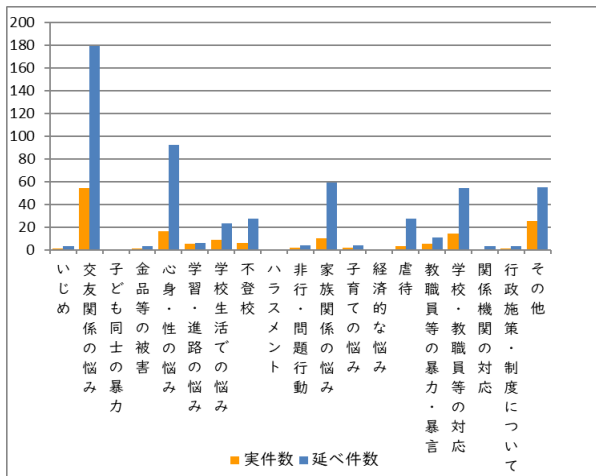
「教員」「その他」の実件数は、教員やその他（他機関や地域の方など）にハッピークローバーへの相談希望が寄せられ、話を受けた方から「〇〇でこまっている子が、ハッピークローバーへの相談を希望している」等と相談をつないでもらったケースが主となっています。



	就学前	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	その他	不明	計	
子ども		21	18	9	20	18	11		8	2	2			1	7	117	
保護者		1	4	1	1	6		1	1	3	1				2	4	25
教員				1	1				1						1		4
家族									1							1	2
その他				1		1			1	1						2	6
合計		1	25	21	11	27	18	12	4	12	2	3	0	0	4	14	154

④ 相談内容（全体・子ども本人の相談）

<全体の相談内容>



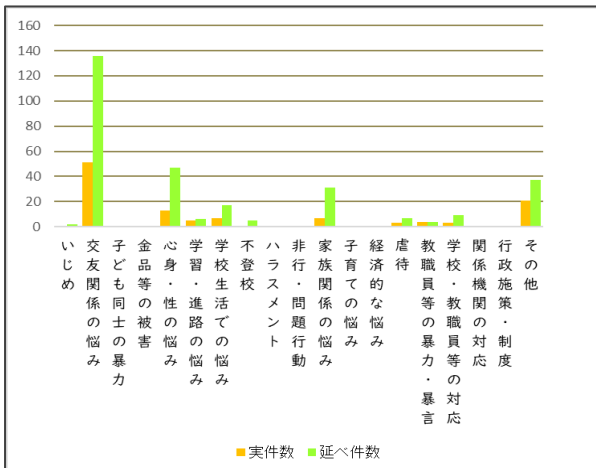
全体の相談対応件数（実件数 154 件、延べ件数 553 件）の内訳です。

延べ件数でみた相談内容は「交友関係の悩み（179 件 32.4%）」「心身・性の悩み（92 件 16.6%）」「家族関係（59 件 10.7%）」の順で多くなっています。

※ 「その他」の内容としては、遊びや雑談での関わりが主なもの、子どもとは直接関係のない内容等が含まれます。

	いじめ	交友関係	子ども同士の暴力	金品等の被害	心身・性の悩み	学習・進路の悩み	学校生活	不登校	ハラスメント	非行問題行動
実件数	1 0.6%	54 35.1%	—	1 4.0%	16 10.4%	5 3.2%	9 5.8%	6 3.9%	—	2 1.3%
延べ件数	3 0.5%	179 32.4%	—	3 5.6%	92 16.6%	6 1.1%	23 4.2%	27 4.9%	—	4 0.7%
	家族関係	子育ての悩み	経済的な悩み	虐待	教職員等の暴力・暴言	学校・教職員等の対応	関係機関の対応	行政施策制度について	その他	合計
実件数	10 6.5%	2 1.3%	—	3 1.9%	5 3.2%	14 9.1%	—	1 4.0%	25 16.2%	154
延べ件数	59 10.7%	4 0.7%	—	27 4.9%	11 2.0%	54 9.8%	3 0.5%	3 5.5%	55 9.9%	553

<子ども本人の相談内容>



子ども本人からの相談件数（実件数 117 件、延べ件数 303 件）の内訳です。

延べ件数で見ると「交友関係の悩み（136 件 44.9%）」「心身・性の悩み（47 件 15.5%）」「家族関係の悩み（31 件 10.2%）」の順で多くなっています。

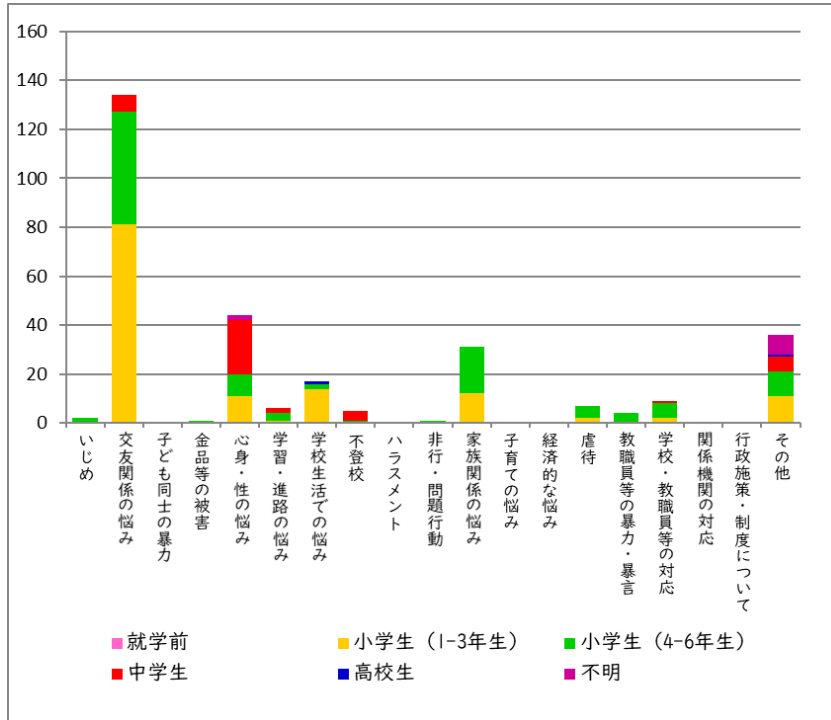
	いじめ	交友関係	子ども同士の暴力	金品等の被害	心身・性の悩み	学習・進路の悩み	学校生活	不登校	ハラスメント	非行問題行動
実件数	0 0.0%	51 43.6%	—	1 4.8%	13 11.1%	5 4.3%	7 6.0%	1 0.9%	—	1 0.9%
延べ件数	2 0.7%	136 44.9%	—	1 2.7%	47 15.5%	6 2.0%	17 5.6%	5 1.7%	—	1 0.3%
	家族関係	子育ての悩み	経済的な悩み	虐待	教職員等の暴力・暴言	学校・教職員等の対応	関係機関の対応	行政施策制度について	その他	合計
実件数	7 6.0%	—	—	3 2.6%	4 3.4%	3 2.6%	—	—	21 17.9%	117
延べ件数	31 10.2%	—	—	7 2.3%	4 1.3%	9 3.0%	—	—	37 12.2%	303

⑤ 年代別にみた子どもの相談内容 [延べ件数]

子ども本人からの相談延べ件数は 303 件でした。年代別にみると、小学 1-3 年生と小学 4-6 年生からは「交友関係の悩み」が多く寄せられており、中学生からは「心身の悩み」が多く寄せられていました。

※ 年齢の「その他」は、18 歳以上になっても相談が継続している場合等を指します。

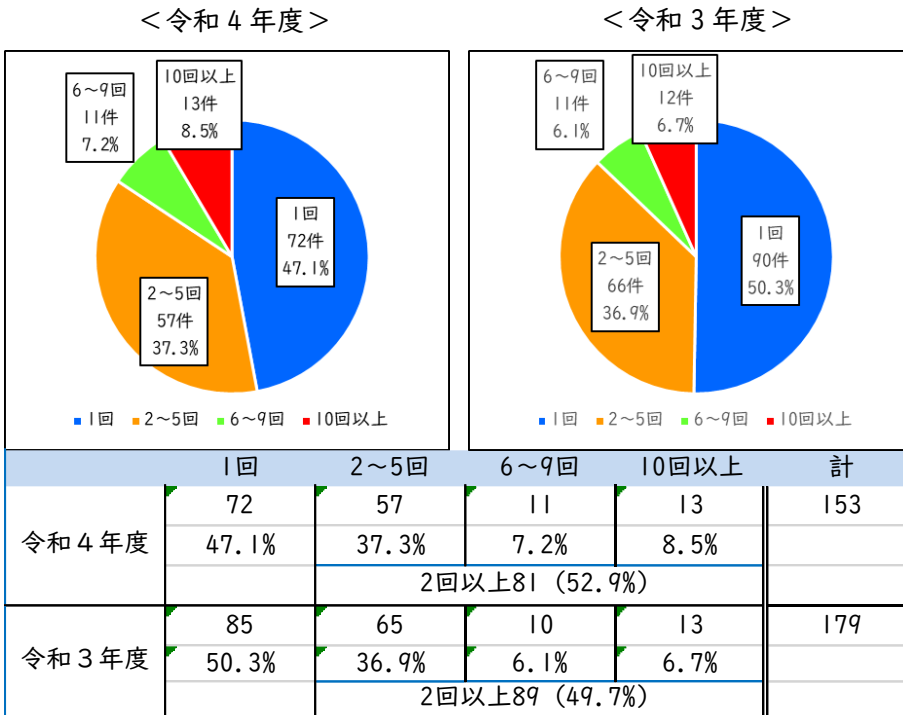
※ 年齢の「不明」は、電話相談で年齢の確認がとれていない場合等を指します。



	(1) いじめ	(2) 交友関係の悩み	(3) 子ども同士の暴力	(4) 金品等の被害	(5) 心身・性の悩み	(6) 学習・進路の悩み	(7) 学校生活での悩み	(8) 不登校	(9) ハラスメント	(10) 非行・問題行動	(11) 家族関係の悩み	(12) 子育ての悩み	(13) 経済的な悩み	(14) 虐待	(15) 教職員等の暴力・暴言	(16) 学校・教職員等の対応	(17) 関係機関の対応	(18) 行政施策・制度について	(19) その他	計
就学前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学生 (1-3年生)	0	81	0	0	11	1	14	0	0	0	12	0	0	2	0	2	0	0	11	134
小学生 (4-6年生)	2	46	0	1	9	3	2	1	0	1	19	0	0	5	4	6	0	0	10	109
中学生	0	7	0	0	22	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	42
高校生	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
その他	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6
不明	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	10
計	2	136	0	1	47	6	17	5	0	1	31	0	0	7	4	9	0	0	37	303

⑥ 1ケース当たりの継続回数〔実件数〕

令和4年度の継続回数は、1回が72件(47.1%)、2回以上が81件(52.9%)でした。令和2年度と比較すると「2回以上の継続回数」が微増し、「6~9回」「10回以上」の割合も増加していました。



⑦ 相談方法別にみた相談件数（令和3年度との比較）

延べ件数で見ると「はぴくろのお手紙相談での手紙相談」が一番多くなっていました。

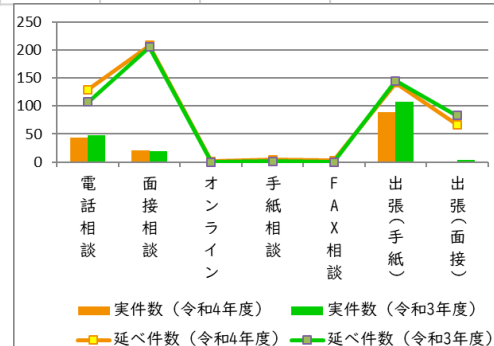
※ 「オンライン相談」「FAX相談」「はぴくろのお手紙相談（面接）」にて実件数0件と記載しているのは、実件数を初回相談時の相談方法にのみカウントしているためです（例：1人の子から初回電話相談があり、後日来所しての相談があった＝〔電話相談〕実1件、延べ1件、〔面接相談（来所）〕実0件、延べ1件）

	電話相談	面接相談				オンライン	手紙相談	FAX相談	はぴくろのお手紙相談		合計
		来所	自宅訪問	学校訪問	その他				手紙	面接	
実件数	43	14	0	7	0	0	1	0	89	0	154
延べ件数	129	86	0	112	10	1	4	3	141	67	553

<令和3年度との比較>

令和4年度は、実件数では電話相談・出張相談（手紙）が減少し、延べ件数では特に電話相談が増加していました。

※ 下の表の「はぴ（手紙）」「はぴ（面接）」の表記は、それぞれ「はぴくろのお手紙相談」の手紙と面接の相談件数を表しています。

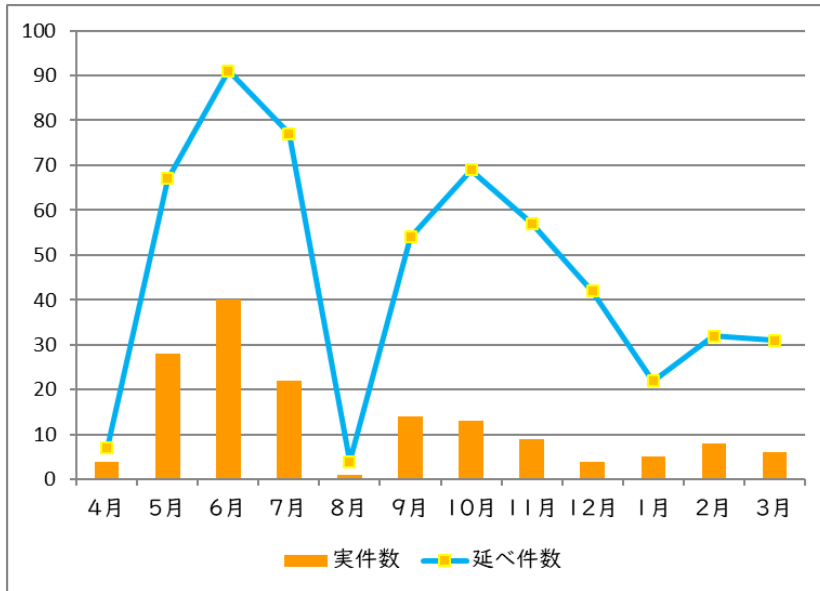


	電話相談	面接相談	オンライン	手紙相談	FAX相談	はぴ(手紙)	はぴ(面接)	合計
実件数 (令和4年度)	43	21	0	1	0	89	0	154
実件数 (令和3年度)	48	20	0	0	0	107	4	179
延べ件数 (令和4年度)	129	208	1	4	3	141	67	553
延べ件数 (令和3年度)	107	205	0	1	0	145	83	541



⑧ 月別相談件数

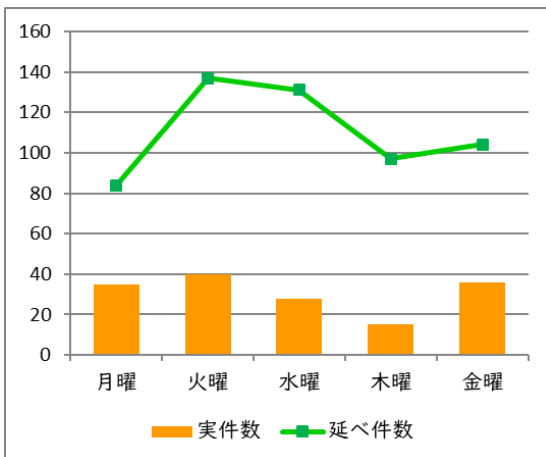
実件数を月別にみると、6月が一番多くなっていました。延べ件数の傾向として、長期休みに入ると相談が減少し、休みが明けて学校が始まると相談が増加する傾向がありました。全体的にみると、年度末になるにつれ、相談は減少していく傾向がありました。



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実件数	4	28	40	22	1	14	13	9	4	5	8	6	154
延べ件数	7	67	91	77	4	54	69	57	42	22	32	31	553

⑨ 曜日別相談件数

相談件数を曜日別にみると、実件数・延べ件数共に、火曜日の相談が多くなっていました。



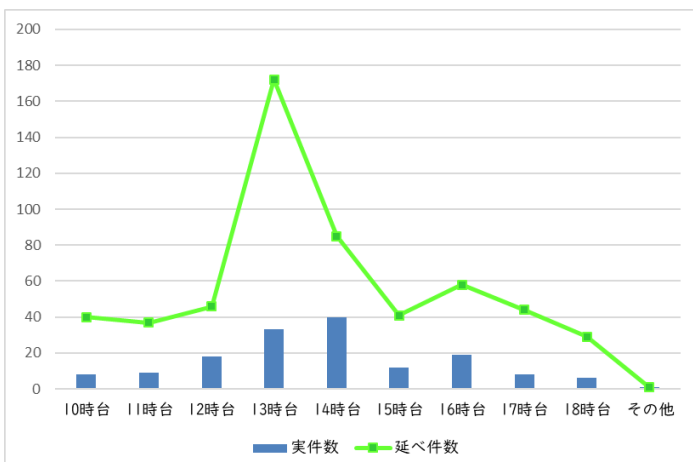
	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	計
実件数	35	40	28	15	36	154
延べ件数	84	137	131	97	104	553

⑩ 時間帯別相談件数

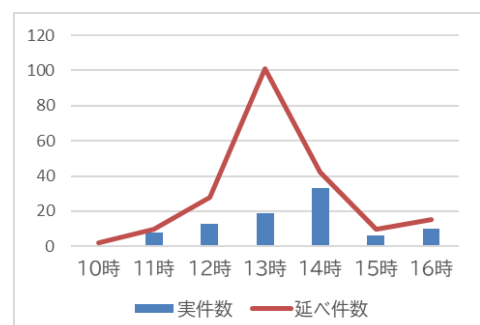
相談対応件数を時間帯別にみると、実件数・延べ件数共に 13 時台の相談が多くなっていました。これは「はぴくろのお手紙相談」に関する活動（お手紙相談の回収、お手紙からの面接相談）を、学校の昼休みがある 13 時台前後に実施することが多かったためだと思われます。

「はぴくろのお手紙相談」における相談対応件数を除くと、概ね 13-17 時で相談が多くなっていました。13・14 時については、学校での訪問面接や学校への協力依頼をこの時間に行うことが多かったためだと思われます。16・17 時については、学校が終わってからの時間に相談が多く寄せられたためだと思われます。

<全体相談対応件数>



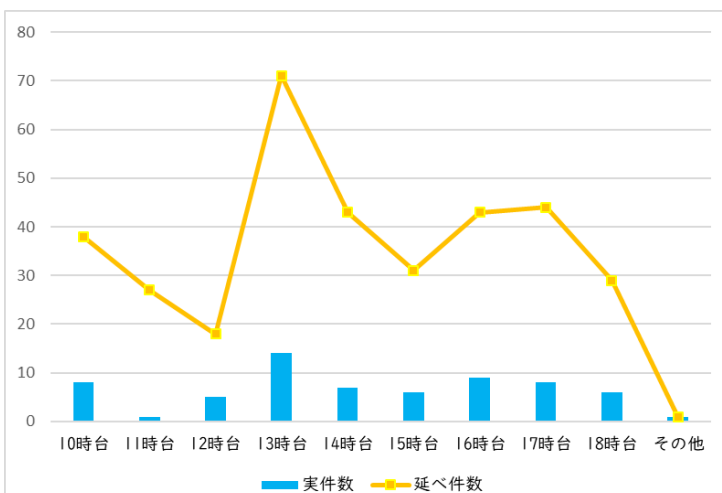
「はぴくろのお手紙相談」対応件数



	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	計
実件数	0	8	13	19	33	6	10	89
延べ件数	2	10	28	101	42	10	15	208

	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	その他	計
実件数	8	9	18	33	40	12	19	8	6	1	154
延べ件数	40	37	46	172	85	41	58	44	29	1	553

<「はぴくろのお手紙相談」を除いた相談件数（実件数 65 件・延べ件数 345 件）>



	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	その他	計
実件数	8	1	5	14	7	6	9	8	6	1	65
延べ件数	38	27	18	71	43	31	43	44	29	1	345

(2) 救済申立て・発意件数

① 申立て・発意件数

令和4年度の救済申立て案件は0件、発意案件は1件（令和2年度より継続）でした。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申立て案件	1	1	0
発意案件	2	1	1

### (3) 令和4年度の相談傾向

#### ア 全体的な相談の傾向

令和4年度の相談件数は、実件数154件、延べ件数553件であり、令和3年度と比較すると、実件数が25件減少し、延べ件数が12件増加していました。

相談者の内訳について、相談実件数154件のうち子ども本人が117件と、約75%が子どもからの相談でした。相談実件数の8割以上が子ども本人という状態がしばらく続いていましたが、コロナ禍の影響が落ち着いてきた影響があるのか、子ども本人の相談実件数が減少しており、反対に両親や家族からの相談実件数が増加したことが影響していると思われます。

相談者・相談対象者について、小学1～6年生から満遍なく相談が寄せられており、小学生以上の学年では、中学2年生からの相談が多くなっていました。相談内容として、小学生では「交友関係」の悩みが一番多く、中学生では「心身について」の悩みが一番多くなっていました。

令和3年度と比較すると、1ケース当たりの継続回数は、2回以上の継続・対応の割合が若干増加していました。相談方法別件数では、延べ件数において電話相談が増加し、他の相談方法において、多少の増減がみられました。

月別の相談件数は、新学期が始まって徐々に相談が増加し、長期休みに入って相談が減少する例年通りの傾向がみられました。曜日別では水曜日の相談が多くなっていました。

#### イ 救済申立て・発意件数

申立て案件はありませんでした。発意案件は1件でした(令和2年度から継続していたもの。令和4年度に終了)。

#### ウ 令和4年度の傾向

令和4年度は、コロナ禍の制限が大方緩和され、5類へ引き下げが決定される等、コロナ禍以前の生活がより戻ってくる中で、たくさん子どもたちから「なんとなく調子が悪い」「もやもやする」等と、なんとなくの不調に関する相談が寄せられることは減り、生活の中で何らかの困り感を抱えた子から、その改善を考えるため相談が寄せられるという以前の流れが戻ってきた印象があります。一方で、両親や家族からの相談は増えており、何らかの困り感により、お子さんがあまり活動できない状態にあるという内容が多くなっていました。

宗像市子ども基本条例では、子どもの権利として「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「意見を表明する権利」の4つが定められています。生活の中で生じる問題や悩み(子どもの権利が守られていない状態)に対し、子ども本人が自ら活動していける場合、まずは子ども本人が活動できるよう関係・環境の調整が必要な場合等、相談によって状況は様々ですが、いずれにしても子ども本人の意向をできる限り確認し、子どもの意見を反映するための方法について一緒に考え、子どもの権利を守るための相談の過程においても、子どもの権利を大切に、対応をしていきます。

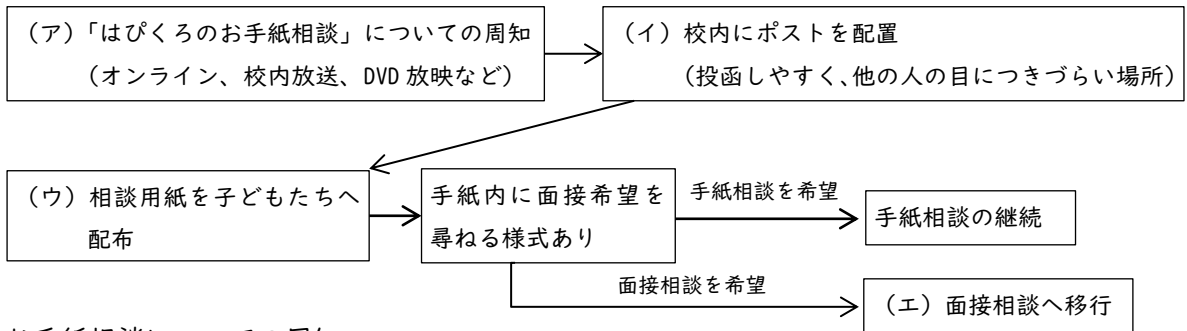
### 3 はぴくろのお手紙相談、子ども専用オンライン相談、出張相談会

#### (1) 令和4年度の実施状況

- <はぴくろのお手紙相談> 令和2年度より実施しており、令和4年度も継続して実施しました。順次実施校を増やし、令和4年度には離島を除く全市立学校内に、相談ポストの配置が完了しました。
- <子ども専用オンライン相談> 令和3年度に試行・調整した上で、令和4年度から本格的に実施しました。
- <出張相談会> コロナ禍における制限は解除されましたが、コロナウイルスの5類化に併せた再開を計画しており、令和4年度における再開は延期としました。

#### (2) はぴくろのお手紙相談

##### ① 実施概要



##### (ア) お手紙相談についての周知

- ・ 全校生徒へ向けた啓発の際に、はぴくろのお手紙相談についても周知をしました。

##### (イ) 校内にポストを配置

- ・ 手作りの相談ポストを、投函がしやすく目につきづらい場所に配置してもらいました。

##### (ウ) 相談用紙を子どもたちへ配布

- ・ お手紙相談の用紙を全児童生徒へ向けて配布してもらいました。

##### (エ) 面接相談へ移行

- ・ 用紙の中で面接希望を尋ねます。面接を希望した子へは、お手紙の返事で面接する場所と日時を提案し、都合があれば面接へと移行、合わなければ再度調整という方法をとっています。



お手紙相談用紙（左から通常版、小学1年生版、相談受付版）

お手紙相談ポスト

② はぴくろのお手紙相談実施結果（実件数 89 件、延べ件数 208 件）

○ お手紙＝延べ件数 141 件、面接＝延べ件数 67 件（以下内訳）。

○ <年代別相談件数（延べ件数）>

	小学 1 年	小学 2 年	小学 3 年	小学 4 年	小学 5 年	小学 6 年	中 学 生	不 明	計
延べ件数	45	50	22	32	33	17	5	4	208

○ <相談内容（延べ件数）>

	(1) い じめ	(2) 交 友 関 係 の 悩 み	(3) 子 ど も 同 士 の 暴 力	(4) 金 品 等 の 被 害	(5) 心 身 ・ 性 の 悩 み	(6) 学 習 ・ 進 路 の 悩 み	(7) 学 校 生 活 で の 悩 み	(8) 不 登 校	(9) ハ ラ ス メ ン ト	(10) 非 行 ・ 問 題 行 動	(11) 家 族 関 係 の 悩 み	(12) 子 育 て の 悩 み	(13) 経 済 的 な 悩 み	(14) 虐 待	(15) 教 職 員 等 の 暴 力 ・ 暴 言	(16) 学 校 ・ 教 職 員 等 の 対 応	(17) 関 係 機 関 の 対 応	(18) 行 政 施 策 ・ 制 度 に つ い て	(19) そ の 他	計
延べ件数	1	106	0	0	23	4	14	0	0	0	28	0	0	6	2	5	0	0	19	208

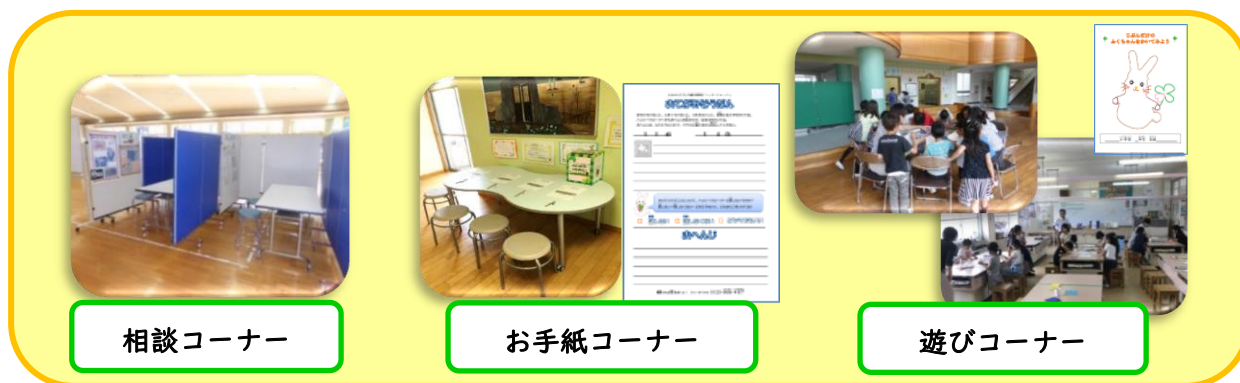
### (3) 子ども専用オンライン相談

○ 実施概要

- ・ 相談申込フォームの QR コードを、子どもたちへ配布する通信やリーフレット等に掲載しました。申込フォームでは「氏名・メールアドレス・相談希望日時 3つ」を尋ねています。
- ・ 令和 4 年度の子ども専用オンライン相談件数は 1 件でした。
- ・ メールアドレスの入力や通話アプリのダウンロード等、相談に至るまでの手続きが複雑なことが課題とされます。より子どもたちが使いやすくなる方法について今後も検討していきます。

### (4) 出張相談会（休止中）

令和 4 年度も情勢を鑑み、実施を見送りましたが、令和 5 年度からの再開を計画しています。



## 4 子どもの権利救済・回復活動の実際

### (1) 相談対応・調整活動の事例

※プライバシー保護のため、内容等は一部変更してあります。

相談者 所属 主な内容	相談および調整の内容
事例①  本人  小学生  友人関係の悩み	<p>[相談導入概要]</p> <p>「友だちから悪口を言われたり、叩いたりされるのがいや！」とのお手紙相談がありました。強い筆圧で大きな字を書いてくれており、本人の「いやだ」という思いの大きさが伝わってくるようでした。お手紙用紙の『会ってお話したい』の欄に○をつけてくれていたため、学校の昼休みに面接をすることとしました。</p> <p>[ハッピークローバーより]</p> <p>初回面接時、同クラスの友だち複数人についての話が語られました。どの友だちとも、普段一緒にいることが多いようでしたが、すれ違いやちょっかいから何かとエスカレートし、いやな言葉を言い合ったり、喧嘩になったりしてしまうとのことでした。本人からは「友だちの悪口や叩くことを少なくしたい」という希望と共に「自分がやり返すのも少なくしたい」という希望も語られたため、エスカレートしないための方法について一緒に考えることになりました。また、本人は言葉のみのやりとりよりも、絵や文字を使ってのやりとりが得意とのこと、困った場面について絵を描き、文字を付け加えながら、面接をおこないました。</p> <p>定期面接において、絵や文字を使って状況を整理していくと、いくつかの気付きがありました。まず、身体的なサインについての気付きがありました。ちょっかいを出し合ったり、ふざけ合ったりしている時に、ある程度までは特に気にならないが、ふと身体が熱くなってきて、そこからしばらくすると怒りが爆発し、大ごとになってしまうとのこと。そのため、身体が熱くなってきた時の対処を一緒に考え、その場から一旦離れる、担任の先生へ助けを求めに行くという対処をとってみることになりました。</p> <p>次に、ちょっかいを出し合ったりしても、エスカレートしにくい友だちがいるという気付きがありました。というのも本人は身体を動かす遊びが好きなようで、そういう遊びに誘ってくれる子との間ではトラブルが生じにくいとのこと。そして、他の子ども身体を動かす遊びをしたいという思いは強いものの、断られることが苦手であり、自分から誘うことがむずかしいとのことでした。そのため、はぴくろから身体を動かして遊ぶ機会の作り方について担任の先生に尋ねてみることになりました。先生からのお話では、遊びに誘いづらそうにしている子が本人を含めて複数人いるとのこと、他の子を誘うためのサポートや定期的な全体遊びの実施をしてくれることになりました。</p> <p>その後、身体的なサインが出た際の対処、友だちと身体を動かす遊びをすることが定着する中で、トラブルになっていた子たちが1人1人と「親友」になっていき、「喧嘩もするけど、すぐ仲直りするから気にならない」という力強い言葉があったため、終結としました。</p> <p>[補足]</p> <p>子どもたちが思いを表現できるよう“どのように子どもの話を聴くのか”については、常に考えている所ではありましたが、今回は“その子が得意な表現方法”についても試行錯誤しながら関わった事例でした。これからも、子どもの意見表明権を保障するため、こちらの受けとめ方と共に、子どもたちが思いを発信しやすい場の作り方について、検討を重ねていきます。</p>



相談者 所属 主な内容	相談および調整の内容
事例②  本人と 保護者  中学生  心身の 悩み	<p>[相談導入概要]</p> <p>「気持ちが不安定になることがあるため、どうすればいいですか？」との電話相談がありました。電話時の声はとて小さく、ぽつりぽつりと話す様子からは、かなりつらい状況にあることがうかがえました。電話時に保護者と来所しての面接を希望してくれたため、直接お会いして、お話を聴くことにしました。</p> <p>[ハッピークローバーより]</p> <p>初回来所時、保護者と一緒に面接に入られたため、まずは近況についての話を聴きました。小さい頃から人とのコミュニケーションが苦手で、今まで負担を感じながらもなんとかやってきていた。ただ、周囲の子たちの関わりがだんだんと大人になる中で、うまくいかないことが増え、現在は人との関わりがある場面を避けるため学校を休みがちになっており、家にいる時に、いやなことを考えて気持ちが不安定になることがあるとのことでした。本人としては、今は不安定になる時間が一番つらく、まずはそこが軽減できればとのお話だったので、一緒に対処法を考えたところ、本人からは好きなことをして、いやなことを考える時間を減らす方法が出てきたことに加え、保護者からは一緒に外出する機会を増やすという方法が出てきたため、はぴくろからは、相談時間内にはいつでも電話してほしいことと、24時間対応の相談機関の電話番号をお伝えして、定期的に経過をみていくことになりました。</p> <p>これはうまくいったが、これはいまいちだったと、一緒に試行錯誤を重ねる中で、気持ちが不安定になることへ対処できることが増えてきたある日、本人から「将来のために、人と関わる時間を少しずつ増やさないとと思っている」とのお話がありました。というのも、本人の中で、将来の夢について考える機会があったようで、こんな職業をしてみたい→仕事で人と関わる必要があるし、資格をとるため学校へ通う必要がある→人との関わりは苦手だが、今の内から少しずつ学校へ登校する日を増やして慣らしていきたいとのことでした。</p> <p>学校へ登校しやすくなる方法を考えていくため、担任の先生や養護教諭の先生、SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）と、はぴくろが連携して考えていくことに対しても本人からの希望があり、その都度本人との打合せをおこないながら、連携しての環境調整をおこないました。その中で、担任の先生と登校ペースについて考えたり、つらい時は養護教諭やSC・SSWと話せたりするようになり、概ね本人のペースでの登校ができるようになりました。その後は調子が落ちてきた時には相談してもらう関係を継続しており、相談に来てくれた時には、最近の悩みについての話と共に、毎回夢に向かっての活動についても語ってくれています。</p> <p>[補足]</p> <p>この事例では、本人の主訴や望みに合わせて、保護者やサポートしてくれる先生と連携をとりながら対応にあたっています。本人が抱える悩みが大きいほど、はぴくろのみで対応できることは限られてきます。本人としっかり打ち合わせをし、本人の意向に沿った形で連携をとっていくことで、本人と共によりよい関係・環境の構築を目指していく。関係・環境の橋渡しをおこないながらサポートしてくださる専門機関は多くありますが、より本人自身の意向を尊重しながら関わりを考えるとという点に、はぴくろの特徴があります。</p> <p>これからも、悩みを乗り越える過程に寄り添い、夢に向かっての活動を応援していきたいと思えます。</p>



相談者 所属 主な内容	相談および調整の内容
事例③  本人  小学生  学校生活の悩み	<p>[相談導入概要]</p> <p>はぴくろお手紙相談にて、「学校に行くときにさみしい気持ちになる」と相談がありました。会って話を聴いてみると、「家族と離れるのがさみしい」「学校に行きたくないときがある」「お腹が痛くなるときもある」とのことでした。本人といっしょに悩みを整理していききました。</p> <p>[ハッピークローバーより]</p> <p>初めて会ったとき、緊張と同時に悲しそうな顔をしていました。朝、家族と離れるのが寂しくて泣いてきたとのことでした。学校に行くと家族に会えない不安から寂しくなったり、お腹が痛くなったりすると教えてくれました。どうして、寂しい気持ちになるのか聴いてみると、首を傾げて沈黙。ただ、家族の話になると、笑顔になって家族とのエピソードを教えてくださいました。お父さんのお仕事の話や、お母さんが優しくしてくれた話、どれも楽しそうに話すことから、「家族のことがだいすきだね」と言うと、頷いてくれました。漠然とした「寂しさ」をどのように小さくしていくか、いっしょに作戦を立てることにしました。たわいもない雑談から話を広げ、学校生活で少しでも、不安や寂しさを感じた時には、担任の先生に相談してみることも、お友達とあそぶこと、ピアノを弾いてみることも、などたくさんの案がでてきました。その中に、はぴくろにお手紙を出してみることも出てきたことから、以降お手紙相談と面談を数回繰り返しました。面談のたびに、始めは落ち込んだ様子で来ますが終わる頃には、少し元気な様子が見られ、うれしく思いました。「寂しさはときどきあるけど学校が楽しいから、また寂しい気持ちが大いときに相談する」とのことです。現在は終結しているケースですが、いつでも寄り添うことができたらなと感じています。</p> <p>[補足]</p> <p>むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」では、子どもたちからのどんな相談でも受け付けています。ただ、相談者のなかには、自分自身が、どうして不安なのか、寂しくなってしまうのか、分からない場合や分かっているけど、言葉にできない場合も多くあります。今回のケースも「漠然とした寂しさ」が相談者をもやもやさせていました。どのような背景があって、どのような寂しさがあるのか、人それぞれ違います。他の誰かにとっては、「些細な事」だと片づけられる内容でも、相談者にとっては、とても大きい悩みだったりします。なので、相談員は聴くことに徹するとともに、先入観をもち、寄り添うことが大事だと考えています。</p>

相談者 所属 主な内容	相談および調整の内容
事例⑤  本人  小学生  心身の 悩み	<p><b>【相談導入概要】</b></p> <p>はぴくろのお手紙相談より、クラスの子が喧嘩している、何もしていないのにたたかれる。と相談がありました。会って話をしたいとの希望はなかったので、本人に手紙で返事を出しました。「近くの気持ちを聴いてくれる人にも相談してみてね。」の一文を添えていたところ、本人が母親へ相談をし、母親からはぴくろに電話がありました。母親と本人と電話相談し、学校で定期的に面談を行うことになりました。</p> <p><b>【ハッピークローバーより】</b></p> <p>はじめのお手紙は、子ども同士の交友関係についての話でした。好きなことの話をしていく中で、気持ちがのってくと嫌だったことの話、最近の気持ちや作戦がうまくいきそうかななどの話が出てきました。先生へ自分から相談するときに気持ちの面で負担があることから「先生から話しかけてほしい。」との話もあったので、担任や補助の先生から積極的に話しかけてもらうようお願いをしました。はぴくろは、本人の希望に合わせて学校や保護者の方と情報交換を行い、ストレスをためず相談しやすい環境を整えました。はぴくろのことを話を聴いてくれる人と認識してくれており、日常の楽しいことや困ったことを中心に本人が相談したいときに面談を行っています。</p> <p><b>【補足】</b></p> <p>今回の相談は、子の相談と同時に保護者の不安を取り除き安心してもらうことで、子どもが第三者機関に相談しながら、日常生活を元気に楽しく過ごせるように環境を調整するケースでした。</p> <p>本人の負担を減らし気持ちを話せる場づくりに努めました。ホワイトボードに書いたり、自らクイズを出したり、リラックスしながらその子の表現しやすい方法で相談をしています。話すことだけが全てではないので、心地よい空間、気持ちを誰かに相談することの経験を積み重ねられる場所であることも、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の役割だと考えています。</p>

## (2) 救済申立て・発意

令和4年度に対応を行った救済申立て案件は0件、発意案件は1件でした。発意案件については、令和2年度以前から継続していたもので、令和4年度に終了をしています。終了した案件の概要を以下に記載します。

### ① 発意案件〔終了〕

#### ア 案件の概要

令和2年度に民間の習い事における子どもへの不適切な関わりについての相談が複数人からあった。日常生活に悪影響が及ぶ可能性を恐れ、相談者らから救済申立ての意向はなかったものの、重大な権利侵害が行われている可能性が否定できず、指導を受ける子どもたちの権利擁護を目的に、発意による調査をおこなった。

#### イ 調査・調整活動の経過

A) 宗像市子ども基本条例施行規則第12条第1項の規定により、当該団体の代表者に調査への協力を求めた。その際、十分な説明は得られず、周囲に分からない形での観察にのみ協力が得られたため、当該団体への観察による調査を継続的におこなった。

また、令和4年3月30日に宗像市子ども基本条例が改正され、子ども関連施設が防止に努めなければならない、子どもの権利を侵害する行為として、体罰が追記されたことに伴い、その周知と啓発を兼ねたチラシを作成し、最終観察日に当該団体と同日施設を利用していた他団体へ向けて、子どもの権利救済委員が体罰防止の呼びかけをおこないながら配布をおこなった。

B) 規則第11条第1項の規定に基づき、当該団体が利用する施設を管轄する宗像市市民協働環境部文化スポーツ課（以下「文化スポーツ課」）と市民協働環境部コミュニティ協働推進課（以下「コミュニティ協働推進課」）への調査を開始した。調査の結果、調整活動として、同課の協力のもと、再発防止に向けた活動をおこなった。内容は以下のとおりである。

- ・ 文化スポーツ課管轄施設における利用規定への一文の追加

利用者が施設利用を申し込む際に説明を受ける、体育施設等の利用規定の中に「指導時等における子どもへの体罰・暴言は固く禁じます。」という一文を追加し、いかなる場面においても体罰・暴言が禁止されていることの周知をおこなった。

- ・ 体罰防止ポスター・チラシの掲示と配布

令和2年4月の児童福祉法の改正により体罰禁止が規定されたことに触れながら、体罰・暴言の禁止を呼びかけるポスター・チラシを作成し、文化スポーツ課が管轄する施設、コミュニティ協働推進課が管轄する施設への掲示・配布を毎年おこなった。

#### ウ 終了に至った理由

当該団体がおこなったとされる子どもへの不適切な対応について、当該団体の協力が十分に得られなかったことから、調査と抑止を目的とした観察、再発防止へ向けた活動、体罰防止の直接的な呼びかけをおこなった。

活動風景の観察においては、明らかに不適切な場面は確認されておらず、調査・調整活動を通して、子どもの権利救済機関が見守りを継続していることが当該団体へ定期的に伝わったことで、今後も不適切な関わりを抑止としてはたらくことが期待される。

また、施設管轄する課や施設等の監督が適切になされるよう、施設等の利用規定の中に「指導時等における子どもへの体罰・暴言は固く禁じます。」という一文を追加し、基準を設けたことで、今後不適切な関わりの早期発見・早期介入がおこなわれやすくなるものと思われる。

以上の次第であり、重大な子どもの権利侵害行為がなされた蓋然性が認められるものの、今後も抑止がはたらく見込みがあり、施設を管轄する課や施設等による監督が適正になされることが期待されることから、要請及び勧告は行わず、調査・調整活動を終了することとした。

調査、調整活動は終了するが、今後はさらに子どもの権利侵害防止という視点を、子ども、保護者、子ども関係施設、市民へ向けて周知啓発することで、子どもの権利が守られる、子どもにやさしいまちづくりを推進していく必要がある。調整活動の一環として開始した、毎年の体罰防止ポスター・チラシの配布は継続することとし、併せて、より社会全体へ伝わる周知啓発活動について考えていくこととする。

(3) 救済委員会議報告（一部抜粋）

回	期日時間	内 容	決 定 事 項 等
1	4月8日(金) 14:30~16:30	・今年度の活動概要について ・ケース検討、調査案件について	・周知啓発活動の拡充をはかる ・条例改正に合わせた活動をおこなう
2	4月22日(金) 14:30~16:30	・調査案件について ・周知啓発活動の内容について	・体罰防止ポスター・チラシの配布を今年度もおこなう
3	5月13日(金) 14:30~16:30	・調査案件について ・学校への啓発、お手紙相談について	・今後の調査調整スケジュールを決定 ・お手紙相談の継続、拡充をはかる
4	5月20日(金) 14:30~16:30	・実行委員の募集について ・ケース検討	・キャラクター・標語の選定と、子どもの意見をきく活動を一緒におこなう
5	6月10日(金) 15:00~17:00	・実行委員の募集について ・リーフレットについて	・募集の際の資料を決定 ・リーフレットデザインを決定
6	6月17日(金) 14:30~16:30	・キャラクター・標語の選定について ・ケース検討	・市内の子どもたちへ応募をしてもらう ・緊急性がうたがわれる際の対応を確認
7	7月15日(金) 14:30~16:30	・家庭教育学級について ・第1回はびくろ子ども委員会の活動	・今後のスケジュールを確認、内容を決定 ・応募の選定、意見を聴く活動をおこなう
8	7月22日(金) 10:30~12:30	・子ども委員会の活動について ・ケース検討	・子どもの意見を聴く場について、尋ねるテーマを決定
9	8月19日(金) 10:30~12:30	・第1回はびくろ子ども委員会の活動 ・市長報告について	・子どもの意見を今後の活動へ活用する ・報告時の内容を確認
10	8月26日(金) 14:30~16:30	・市長報告の振り返り ・機関通信について	・お手紙用紙の改善をはかる ・通信の内容を決定
11	9月16日(金) 14:30~16:30	・家庭教育学級の報告 ・調査案件について	・来年度も家庭教育学級への参加を継続 ・今後の活動を決定
12	9月30日(金) 14:30~16:30	・部内研修について ・ケース検討	・機関の立ち位置、行政間の連携について話をする
13	10月13日(木) 14:00~16:00	・図書館展示について ・幼稚園・保育所等への啓発について	・10月末~12月初旬まで展示をおこなう ・定例の園長会にて説明をおこなう
14	10月27日(木) 14:00~16:00	・緊急性が疑われるケースへの対応 ・機関に関するアンケートについて	・対応の仕方を確認 ・アンケートの内容を決定
15	11月8日(火) 10:30~12:30	・第2回はびくろ子ども委員会の開催について	・次年度の10周年記念行事の内容について、子どもたちから意見をもらう

回	期日時間	内 容	決 定 事 項 等
16	11月24日(木) 14:00~16:00	・ 来年度の10周年記念行事について ・ ケース検討	・ 子どもたちが主となって活動できる場を作成する
17	12月8日(木) 14:00~16:00	・ 来年度の10周年記念行事について ・ ケース検討	・ 実行委員が子どもの意見を発表する場を作成する
18	12月22日(木) 14:00~16:00	・ 第2回はびくろ子ども委員会 ・ 来年度の新たな取り組みについて	・ 当日の内容を確認 ・ 土曜日の相談会開催を検討する
19	1月12日(木) 14:00~16:00	・ 市HPの改善について ・ インスタグラムの改善について	・ 子どもたち専用ページを作成する ・ 閲覧の傾向を鑑み運営方針を検討する
20	1月19日(木) 14:00~16:00	・ 第2回はびくろ子ども委員会の活動 ・ ケース検討	・ 当日は子どもたちから意見を聴き、来年度の活動へ活用する
21	2月2日(木) 14:00~16:00	・ 令和4年度活動報告書について ・ 育成課作成の子どもの権利動画	・ 作成する内容について確認 ・ 子どもの権利動画ができたことを報告
22	2月17日(金) 14:00~16:00	・ 第2回はびくろ子ども委員会の振り返り	・ 子どもたちから出た意見の確認 ・ 来年度の活動へつなげる内容を確認
23	3月9日(木) 14:00~16:00	・ 令和4年度の総括と令和5年度に向けての検討	・ 10周年記念として相談活動、啓発活動、子どもの意見を聴く活動を拡充する
24	3月15日(水) 10:30~12:30	・ 令和4年度の総括と令和5年度に向けての検討	・ 10周年記念行事として子どもの意見を聴くイベントを開催する

## 5 広報・啓発活動

### ○ 活動概要

令和4年度は、宗像市子どもの権利救済委員及びむなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が活動を始めて10年目の年でした。例年おこなっている活動に加え、キャラクター・標語の募集、はびくろ子ども委員会の開催等、新しい活動を追加しながら広報・啓発活動を行いました。

※ 発行物（リーフレットや通信など）やアンケートの結果等は、宗像市HPのむなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」のページ内に載せていますので、参考にしてください。

項目	実施時期	対象等	備考
配布物			
(1) リーフレット・カード	5月・11月		全児童生徒に配布（約11000部）
(2) はびくろ通信 第18号	5月	市立学校（21校）、宗像中学校、宗像高等学校、東海大学付属福岡高等学校	「はびくろのお手紙相談」の紹介 キャラクター・標語の募集
第19号	9月		キャラクター・標語投票 第1回はびくろ子ども委員会の紹介
第20号	11月		キャラクター・標語結果発表 子どもの権利の日特集
第21号	2月		はびくろの活動について
お祝い号	3月		市立中学校を卒業する子どもたち
(3) 体罰防止チラシ・ポスター	9-11月	子ども・市民等・子ども関係施設	体育施設等へ配布、掲示を依頼
小・中学校での啓発活動			
(4) 小・中学校における全校生徒へ向けての校内啓発	5-6月	市立学校	オンラインやDVDを使っでの啓発
(5) ハッピークローバーについてのアンケート調査	12月	市立学校の小学5年生と中学2年生	小学5年生854人、中学2年生833人、計1687人
地域での啓発活動			
(6) 絵本作成・読み聞かせ	R3.8-R5.3	市内の保育所・認定こども園・幼稚園・届出保育施設等	大学ボランティアとの絵本作成 保育所等での読み聞かせ
(7) 図書館展示	11月	市民等	子どもの権利に関する啓発
子どもの意見を聴く活動			
(8) 第1回はびくろ子ども委員会 第2回はびくろ子ども委員会	7月 2月	はびくろ子ども委員（第1回委員会16名、第2回委員会9名）	キャラクター・標語の選定 委員から意見を聴いた：第1回「今こまっていること」「宗像市の子どもたちが元気になれる方法」第2回「はびくろの活動について」
その他の活動			
(9) はびくろまでの市役所内道案内	9月	子ども・市民等	子どもだけでも来所しやすい環境づくり
(10) 河東小学校PTA家庭教育学級	10月	保護者向け	活動を通してみえてきた子どもたちの今について講座を実施
(11) インスタグラムでの広報啓発	R3.8月-	子ども・市民等	子どもの権利・相談室の周知、子どもたちの気持ちが明るくなる内容



(1) リーフレット・カードの配布

宗像市立学校 (21 校)、宗像中学校・高等学校、東海大学付属福岡高等学校へ配布をおこないました。オンライン相談の追加等、一部変更をおこないました。



(2) 「はぴくろ通信」の発行

令和4年度は「はぴくろ通信」を年4回発行し(第18-21号)、その中でキャラクター・標語の募集と投票をおこないました。応募キャラクター335通、標語273通から、最優秀賞作品が決定しました。市立中学校を卒業する生徒たちへ、例年通り通信特別号とクリアファイルを送りました。



キャラクター・標語の募集と投票

<最優秀賞作品>



キャラクター部門  
東海大学付属福岡高等学校  
ながしい さん

標語部門  
河東西小学校  
小田 彩加 さん



中学生の子が相談員の似顔絵を  
描いてくれました



中学校を卒業する生徒への  
通信特別号とクリアファイル



### (3) 体罰防止のための活動

令和2年度に体罰に関する相談が寄せられて以降、毎年体罰を防止するための広報啓発をおこなっています。令和4年度は、宗像市子ども基本条例に「子どもへの体罰・暴言等の禁止」が追記されたことからチラシを作成し、体育施設や各地区のコミュニティセンターでの配布を依頼しました。



令和4年度  
体罰防止チラシ

### (4) 小・中学校での啓発活動

コロナ禍における新しい啓発形式として、オンラインや校内放送、DVDなどを用いながら、市立学校の児童生徒へ向けて啓発を行いました。



啓発スライド内容（一部抜粋）

### (5) むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート

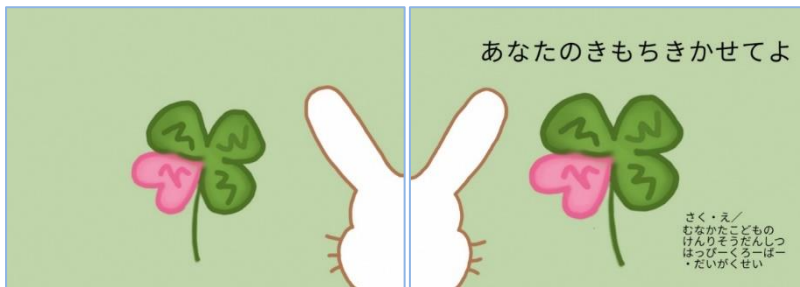
平成26年度以降、市立学校の小学5年生、中学2年生を対象にアンケート調査を実施しています。令和3年度に引き続き、タブレットでチェックする形式で実施しています。

- 実施時期 令和4年11月30日（水）～12月23日（金）
- 対象者 宗像市立の小学校・義務教育学校5年生854人  
中学校・義務教育学校2年生833人
- ※ 令和4年度アンケート結果については、p.40-44を参照

## (6) 絵本作成、読み聞かせ

つらい時には相談してもいいことを伝えるための絵本を制作し、保育所、幼稚園へ訪問をして読み聞かせを行いました。子どもたちに表現することの大切さを届けると同時に、「話したくないことは話さなくてもいいよ」ということも伝えていきます。子どもだけではなく子どもに関わる大人たちへ「子どもの権利」が身近なものであることを知ってもらい、子どもにやさしい環境をみんなでつくっていくことを目指していきます。

子どもの権利や第三者機関を知って現場に出る機会になればと、これから子どもに関わる大学生ボランティアと一緒に絵本の制作を行いました。



読み聞かせ絵本（表紙・裏表紙）



制作風景



園訪問・読み聞かせ

## (7) 子どもの権利に関する図書館展示

宗像市子どもの権利の日（11月20日）に合わせ、令和4年10月31日～11月30日の間、宗像市民図書館（中央館）において、相談室に関する掲示と共に、関連書籍の展示コーナーを作成しました。展示する書籍については、図書館の職員の方にご協力を頂き、選定してもらいました。



## (8) 第1・2回はびくろ子ども委員会

新型コロナウイルス感染症により大きく変化した生活様式の中で、「子どもたちが今何を感じ、何を必要としているのか」直接子どもたちから思いや意見を聴き、かつその思いや意見に沿った活動を子どもたちと一緒にこなうため、「はびくろ子ども委員」を募集しました。

### <第1回はびくろ子ども委員会：7月実施>

小・中学生の子どもたち16名が集まり、キャラクター・標語の選定と「むなかたの子どもたちが元気になれる方法を考えよう！」というテーマで子どもたちから意見を聴きました（以下意見の抜粋）。

- おなかたの子どもたちが今、こまっていること
  - [人と関わる場の減少] 友だちと遊べない、行事やイベントがない
  - [関わりの難しさ] 班活動や話す時間の制限、マスクで表情が見えない
  - [不自由さ] おもいきり遊べない、やりたいことがやれない
  - [日常的な不具合] 友だちとの喧嘩が増えている、勉強がしづらい
- こまっている子どもたちが元気になれる方法
  - [啓発] 困った時は1人で抱え込まずに相談してほしいことを周知する
  - [はびくろの改善] 学校やコミセンにはびくろの相談場所を、子どもと遊ぶ機会を作ってほしい、校内はびくろポストの場所を変えてほしい
  - [コロナ禍でもできるイベント] 思い切り遊べるイベントをする、友だちと関わりたい、楽しい気持ちになれる場がもっとほしい



### <第2回はびくろ子ども委員会：2月実施>

1回目に参加した子どもたちに声をかけ、2回目の委員会を開催しました。1回目の子どもの意見をもとに考えたはびくろの来年度の活動について、子どもたちから意見をもらいました（以下一部抜粋）。

- 土曜日相談会 [相談しやすくなる工夫、相談以外のスペースの活用]
  - [雰囲気] ぬいぐるみがある、ほんわかしている、クイズや話を盛り上げる、緊張感がない、笑える、話しやすい、誰にも相談を知られない
  - [場所・時間帯] 学校、公園、場所問わず個室、AM静か・PMワイワイなど
  - [スペースの活用] みんなで仲良くなれる場所（クイズ大会、工作、ごっこ遊び、おえかき、むかし遊び）、宿題ができる、本を読める
- はびくろ通信内の子ども作成コーナー
  - ・ [楽しい内容] クイズ、間違いさがし、おもしろエピソード、本の紹介
  - ・ [事例紹介] 「こんなことやってない?」、子どもたちの困った事例
  - ・ [子ども委員会] 活動中の写真を載せる、決まったことを知らせる
  - ・ [メッセージを伝える] 1人で考えこまず周りの人やはびくろに頼ってね 勇気を出して相談しよう、気軽に相談してね、秘密は守るよ
- その他にしてみたい活動
  - ・ 子ども委員会でかるたを作りたい

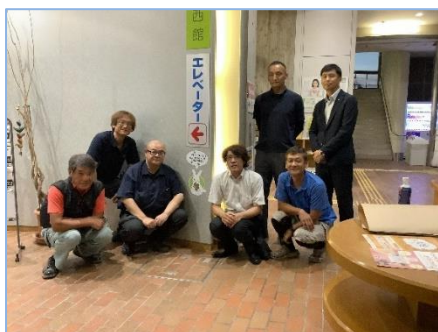


子ども委員たちの意見は  
はびくろ通信で紹介しました



### (9) はぴくろまでの市役所内道案内

子どもたちが1人でも来所しやすいよう、相談室のイメージキャラクター「ふくちゃん」をたどって相談室へ来れる市役所庁舎内の道案内を作成しました。市役所の正面入り口に大きなポスター、通路にふくちゃんのステッカーなど、可愛らしく、分かりやすいデザインとなっており、併せて、はぴくろ相談専用の入り口やチャイムも設置しました。今回の道案内は、宗像市商工会の有志の方のご協力により作成しています。



宗像市商工会の有志の方々



道案内ポスター・ステッカー

### (10) 河東小学校 PTA 家庭教育学級

宗像市子ども育成課の事業に、保護者の家庭での教育方法を学ぶ機会を保障し、子どもたちの健全育成につなげるための「家庭教育学級」という事業があります。コロナ禍において、ご家庭の影響の大きさを改めて実感していたこともあり、家庭教育学級事業へ参加し、河東小学校 PTA さんの依頼のもと、学校で講話をおこないました。

家庭でお子さんと接する際のヒントとして頂くため、「子どもの気持ちの受けとめ方—無理なくできる家庭での一工夫—」として、相談室の活動を通してみえてきた子どもたちの現状、子どもたちがつらい時のサイン、子どもの気持ちをどのように受けとめていくのか等についてお話をしました。



約 30 名の保護者に参加して頂きました

<p>子どもの気持ちの受けとめ方 — 無理なくできる家庭での一工夫 —</p> <p>むなかた子どもの権利相談室「はぴくろーバー」</p>	<p>子どもたちの声</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こまっていること なんどなくモヤモヤ、友人トラブルが燃えている 友だちと関わる機会が減って寂しい</li> <li>元気になる方法 みんなで思いっ切り遊ぶ・活動する 人と話したり、関わる機会を増やす</li> <li>コロナ禍の苦勞</li> </ul> <p>「人に頼れること」「聞けること」が なんどなくないことのように思っている</p>
<p>ステップ① 受けとめる準備 見てるよ、心配してるよというメッセージを伝える</p> <p>メッセージを伝える？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>言葉             <ul style="list-style-type: none"> <li>「最近なんかあった？」「心配だよ」</li> <li>「今変わりよつとお話を聞いてみようか」</li> </ul> </li> <li>行動             <ul style="list-style-type: none"> <li>一緒に遊んだりゲーム</li> <li>一緒に料理、自由なマッピング</li> </ul> </li> </ul> <p>伝えるだけで元気になる子も 気持ちを言葉にできるようにするための</p> <p>お子さんへ、どうメッセージを伝えてあげたいですか？</p>	<p>子どもの健やかな成長のため</p> <p>学校      専門機関 地域      はぴくろ</p>

## (II) インスタグラムによる広報・啓発

コロナ禍で子どもたちの心身の状態が懸念される中、「より相談室を身近に感じてほしい」「中・高校生の子どもたちにも相談してほしい」という思いのもと、令和3年7月7日に「はぴくろのインスタグラム」を開設し、継続して発信しています。相談室や子どもの権利の情報だけでなく、心がほっとするような内容や、問題を乗り越えるヒントになるような内容も入れた広報啓発となっています。



- 投稿内容について
  - ・ はぴくろのインスタグラムは、毎週水曜日に投稿しています。
  - ・ 相談方法や活動紹介に始まり、ストレス対処やセルフケアの紹介、かわいい癒し動物の紹介、クイズといったちょっとした遊び等、幅広いジャンルで投稿しています。
  - ・ 令和4年度は、はぴくろの活動状況を多く発信しました。
- 運営状況
  - ・ 投稿数の増加に伴い、「フォロワー」「いいね」「保存された投稿」の数が徐々に増加してきています。
  - ・ 大人の閲覧も多いことから、大人への広報啓発にも繋がっていると思われます。
  - ・ はぴくろインスタグラムでは、今後も投稿・コーナーを検討し、子どもに届く広報啓発に努めていきます。興味ある方は下記のQRコードから検索してみてください。



Instagram : @munakata\_city\_hapikuro968

## 6 令和4年度の総括と令和5年度に向けて

### (1) 令和4年度の総括

令和4年度は、コロナ禍の生活が3年目に突入した年でした。急激に生活様式が変化した混乱の中、たくさんのお子様たちから「なんとなく調子が悪い」という相談があった頃と比べると、お子様たちから随分と悩みや困り感についての詳細が語られるようになり、お子様たちの相談や求めていることをどのように受けとめるのかについて、より思案した年でした。

また、お子様たちから家族についての話が語られたことや、保護者からの相談も増加傾向にあること等から、お子様たちの身近な方たちと、どのようにお子様たちを支えていくか、その連携や協働の在り方についても、より考えながら活動した年でした。

#### ① 相談活動について

##### ア 全体的な相談活動

- 令和4年度の相談件数は、実件数154件、延べ件数553件であり、令和3年度の実件数179件、延べ件数541件と比較すると、実件数が25件減少し、延べ件数が12件増加しています。
- 相談内容として、全体の相談対応件数(延べ553件)で見ると、交友関係の悩み(延べ179件)、心身・性の悩み(延べ92件)、家族関係での悩み(延べ59件)の順で多くなっていました。
- 相談者の内訳として、合計実件数154件の内、子ども本人が117件と、7割以上が子ども本人からの相談であり、子どもの相談窓口としての在り方は継続しているように思いますが、併せて保護者からの実件数がコロナ禍において年々増加しており、家庭における子どもの支え方に関する相談も増加しています。

##### イ はぴくろお手紙相談

- 活動の拡充をはかり、令和4年度には離島を除く宗像市立学校に「はぴくろお手紙相談ポスト」の配置しました。
- 「はぴくろのお手紙相談」による相談件数は、実件数89件、延べ件数208件(手紙141件、面接67件)と、令和3年度と比較すると実件数が22件、延べ件数が20件減少していました。

##### ウ オンライン相談

- 令和3年度の対象を制限した試行を経て、令和4年度から対象を制限せずに受付を開始しました。リーフレットへオンライン相談申込みフォーマットのQRコードを載せる等、周知の拡充をはかりました。令和4年度は1件のオンライン相談がありました。

#### ② 調査活動について

##### ア 申立て・発意

- 令和4年度は、救済申立て案件が0件、発意案件が1件(前年度以前より継続)ありました。発意案件は終了しました。
- 終了した発意案件は、令和2年度から継続して活動をしていたもので、継続的な観察、施設を

管轄する課との調整、当該団体への直接的な呼びかけ、以後毎年啓発をおこなっていくことをもって、令和4年度に終了としています。

### ③ 広報・啓発活動について

#### ア 活動の概要

- 宗像市立の小学校14校、中学校6校、義務教育学校1校に加え、県立中学校1校と県立高等学校1校、私立高等学校1校にリーフレットとカードを配布しました。
- 「はぴくろ通信 vol.18-21」を「小学生版」「中学・高校生版」に分けて発行・配布しました。中学校を卒業する子どもたちへ、「はぴくろ通信お祝い号」とクリアファイルを配布しました。
- 体罰を防止するための活動として、令和4年度に宗像市子ども基本条例にて「子どもへの体罰禁止」が追記されたことからチラシを作成し、体育施設や各地域のコミュニティセンターで配布しました。
- 宗像市子どもの権利の日（11月20日）に合わせ、10月末～11月末まで宗像市民図書館において、相談室に関する掲示と、関連書籍の展示コーナーを作成しました。
- 宗像市商工会の有志の方々の協力のもと、市役所内に相談室までの道案内を作成しました。

#### イ 子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート

- 全体の96.8%の子どもたちが「ハッピークローバー」を知っていると回答しており、例年通りの高い認知率となっています。
- 全体の22.6%の子どもたちが、今悩んでいることや困っていることがあると回答していました。
- 悩みがある時、ハッピークローバーに相談してみようと思いますか？という問いには、全体で29.9%の子どもが「思う」と回答しており、令和3年度の26.6%よりもやや増加していました。1人でも多くの子どもたちに、相談してみようと思ってもらえるよう今後も検討していきます。

#### ウ 未就学児への啓発絵本

- つらい時には相談してほしいことを伝えるため、未就学児への啓発絵本を大学生ボランティアと作成し、希望のあった園へ読み聞かせをおこないました。

#### エ 子どもたちから意見を聴く活動

- 「子どもたちが今何を感じ、何を必要としているのか」その思いや意見を聴き、今後の活動へ活かすため、子どもたちから意見を聴く第1・2回はぴくろ子ども委員会をおこないました。委員会では、子どもたちとの話し合いと共に、キャラクター・標語の選定もおこないました。

#### オ 保護者への啓発

- 子どもたちを支える環境をよりよくすることを目的に、宗像市子ども育成課の事業である家庭教育学級に参入し、保護者向けに講話をおこないました。

#### カ インスタグラムの更新

- 令和3年度にInstagramを開設しましたが、令和4年度も継続して更新しています。大人の方が多くなっていますが、フォロワーも増加してきています。

## (2) 令和 5 年度に向けて

令和 4 年度末に新型コロナウイルス感染症の 5 類化に向けた検討がなされていたため（新型コロナが R5.5.8 に 5 類感染症へ移行したことに伴い）、令和 5 年度からはコロナ禍で休止中だった活動の再開も視野に活動をしていきます。コロナ禍に開始した活動も多く、新旧の活動共に子どもたちの思いや意見に沿えるよう、できるかぎりの活動をおこなっていきます。

令和 5 年度には、子どもの権利救済委員と子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が設置されて 10 周年を迎えます。子どもの権利を救済する機関として、子どもの権利に関する 10 周年記念イベントを、子どもたちと共に実施することを予定しています。

### ① 相談活動

- コロナ禍において、子どもたちからの相談実件数は 1 年目に急増し、以降減少してきていますが、反対に保護者からの相談実件数は年々増加してきています。保護者の相談内容としても、お子さんの不登校や心身の状態に関すること等、心配な内容であることが多くなっています。子ども本人から相談が寄せられることはもちろん、子どもを支える方たちからも信頼され、相談が寄せられる相談室の在り方をこれからも検討していきます。
- はぴくろのお手紙相談について、相談件数が減少傾向にあるため、子どもたちが相談しやすくなるよう、周知の仕方や用紙の形式等について検討をしていきます。
- 子ども専用オンライン相談について、アドレスの設定や受付フォームへの入力等、複雑な手続きがあるため、どうしても対象は中学生や高校生になりがちな印象はありますが、より使用してもらえよう、周知方法等について検討を続けていきます。
- 令和 4 年度はコロナ禍で休止中である、学校へ出向いて相談会をおこなう「出張相談会」ですが、新型コロナウイルス感染症の 5 類化に伴い、再開について検討をしていきます。また、休日にコミュニティセンター等で相談会をおこなう「はぴくろ土曜日相談会」の実施についても検討していきます。

### ② 調査活動

- 令和 4 年度は、終了した発意案件が 1 件ありました。今回の調査活動の経験を活かしつつ、令和 5 年度も、子どもの権利救済委員と共に活動していきます。

### ③ 広報・啓発活動について

#### ア 新しい啓発活動について

- 令和 4 年度は、コロナ禍で始めたInstagramでの啓発に続き、未就学児向けの啓発絵本の作成、家庭教育学級での保護者へ向けた啓発など、複数の新しい事業を開始しました。令和 5 年度も新旧事業を継続しておこなっていきます。

#### イ 体罰防止の活動について

- 調査から派生した活動として、令和 2 年度から体罰防止について市民へ呼びかける活動をおこなっています。令和 5 年度も体罰防止について呼びかける活動を検討していきます。



ウ 子どもの意見を聴く活動

- 令和4年度に「第1・2回はびくろ子ども委員会」を実施しました。子ども委員から今感じていることや市や我々の機関に求めること等、たくさんの意見が出る中で、とても貴重な経験をさせてもらうと共に、子どもたちの思いや意見については、子ども本人へ聴くのが一番の近道であることを改めて感じました。子どもの意見を聴く活動を令和5年度も実施します。

④ 10周年記念イベントの開催について

- 令和5年度に、子どもの権利救済委員と子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が設置をされて10周年を迎えます。
- 令和4年度におこなったはびくろ委員会において、子どもたちから出た意見の中に「自分たちで考えたイベントをやってみたい」という意見が多くありました。宗像市子ども基本条例の中で定められている子どもの権利に、子どもたちの意見表明の場を保障する「意見を表明する権利」、子どもたちの経験の場を保障する「豊かに育つ権利」というものがあります。
- 10周年記念イベントとして、イベントの企画から本番当日まで子どもたちと一緒にこない、子どもにやさしいまちづくりを推進するための活動を、子どもたち自身が社会へ発信していくイベントを予定しています。子どもたちの意見表明・社会参画を保障する場として、子どもたちと一緒に素敵なイベントを創り上げていこうと思いますので、乞うご期待ください。

## 「こども基本法」で何が変わる？

宗像市子どもの権利救済委員  
藤田 裕子

2022年6月に「こども基本法」が制定・公布され、2023年4月から施行されています。宗像市のみなさんも、「こども家庭庁」や「こども基本法」という言葉を聞かれたことがあると思います。でも、「こども基本法」ができたことによって何が変わるのでしょうか。

そもそも、なぜ今「こども基本法」ができたのでしょうか。子ども虐待やいじめ、不登校などに加え、ヤングケアラーやSNSをめぐる権利侵害など、子どもたちを取り巻く課題は多岐にわたります。一方で、日本には「児童福祉法」「母子保健法」「教育基本法」など、子どもに関わる様々な法律はありますが、子どもを権利の主体として明確に位置づけ、その権利を保障するための基本的な法律がありませんでした。子どもを取り巻く様々な課題を解決し、子どもに関する施策を幅広く実施するためには、基本となる理念や方針が定められる必要があると考えられ、「こども家庭庁」が設置され、「こども基本法」が制定されました。

「こども基本法」は、基本理念として、

- ・こどもの基本的人権を保障し、差別を禁止すること
  - ・こどもの健やかな成長や学びの権利を保障すること
  - ・こどもの意見を尊重すること
  - ・こどもの最善の利益を優先すること
- を規定しています。

これらの理念の下、例えば、子ども施策を実施するに当たって、対象となる子どもの意見を聴いて施策に反映させていく、ということができるようになりました。

これを読まれた宗像市のみなさんのなかには、「え？そんなこと？宗像の子ども基本条例に書いてあるよね？」と思われたかもしれません。確かにそのとおりで、気づいてくださった方がいたらとても嬉しいことです。ですが、私は、こども基本法が制定されたことを機に、「子どもの意見を尊重する」とは具体的にどういったことなのか、改めて考えてみたいと思います。「何か困ったことない？」「どんな社会にしたい？」と聞くだけでいいのでしょうか。本当の意味で子どもの意見を尊重し、子ども主体の社会をつくるにはどうしたらいいのか、みなさんと一緒に考えていけたらいいなと思っています。

## 大切に育ててもらったからこそ

宗像市子どもの権利救済委員

河内祥子

来年（2023年）は、子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が設置されてから10周年という節目の年になります。今年度のアンケート調査で、「ハッピークローバー」の認知率は、なんと96.8%でした。「ハッピークローバー」は、宗像のみなさんに大切に育てていただき、今日まで歩んできているのです。

ちなみに人間の赤ちゃんは、他の哺乳動物にくらべて、「生理的早産」であるといわれます。他の哺乳動物は産まれて数時間後には立ち上がり、自分で母親の母乳を探して飲むことができます。それに比べ、人間の赤ちゃんは、自分で歩き母乳を探して飲むようになるには1年近くかかります。逆にいえば、赤ちゃんが1歳を迎えることができたということは、昼夜問わず、2～3時間おきに母乳やミルクを飲ませ、おむつをかえるなどのお世話をし、大切に育ててくれる人がいたということです。だからこそ、子どもの1歳の誕生日は、お世話をしてきた人にとっても感慨深い大切な日です。そういえば、昔から、初誕生（1歳の誕生日）は、親戚などが集まり、一升餅を担がせたり、踏ませたりして、盛大にお祝いする習慣がありますよね。

私は、つらいことがあると、「ひとりぼっち」のような気がしてとてもさみしくなることがあります。みなさん、そんな経験ありませんか？。でもね、私にも、あなたにも、赤ちゃんの時はありました。大切に育ててくれた人がいたからこそ、今、私たちはここにいるのです。そして、今も、そっと見守ってくれている人があなたのそばにいるはずです。それは、家族だったり、お友達だったり、先生だったり、ハッピークローバーだったり・・・

「ハッピークローバー」も、この10年、出会いがあったりお別れがあったり、たのしいことも悲しいこともいろいろな経験をしました。それらすべてが糧となり、そして、みなさんが見守り支えてくれたおかげで、今の「ハッピークローバー」があるのです。だからこそ10歳のお誕生日を迎えるにあたり、育ててくださったみなさんと一緒に、盛大にお祝いをしたい！

現在、救済委員と相談員で、どんなお誕生会にしようかといろいろ相談しているところです。とはいえ、大人だけで考えるのではなく、ぜひ、子どものみなさん方と一緒に、何ができるか、何をしたいか考えて、一緒にお祝いをしたいと思っています。来年度もみなさんのお知恵をかしてくださいね。

## 子どもしか知らない子どもたちのこと

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」相談員  
中川 誠也

「私たちコロナ世代やけん」。多くの子どもたちからこのような言葉をききました。“コロナ世代”とは、友だちとの機会や行事等、その年代においてでしか経験できない貴重な時間が、すっぽり抜け落ちてしまっている世代という意味で使われ、特徴としてこのようなことが語られます。

- 「リア友(リアルな友だち)よりも、ネット友(ネット内の友だち)との関係が得意」
- 「活動や行事がほとんどなくて毎日が同じ繰り返しだから、喜怒哀楽があまりないと思う」
- 「自分たちで話し合っただけの活動がすくないから、言われたことはすぐできるが、自分で考えてやると言われると、なにすればいいかわかんなくなっちゃう」

令和 3 年度後半辺りから、相談において子どもたちからコロナ禍に関する切実な思いが出てくることが多く、子どもたちから今感じていることや、我々の活動への意見について、直接話を聴かせてもらいたいという思いから「第 1・2回はびくろ子ども委員会」をおこないました。

子どもたちから出た思いや意見の概要については、この活動報告書 p.28 に載せていますが、コロナ禍において、子どもたちは悩むことが増えた上に、まわりの人たちに余裕のなさを感じ、迷惑を掛けそうで…と相談すらもしづらい状況にいることが語られました。そんな状況下でも、子どもたち自身が他の子どもたちのために、何かイベントや活動をおこない、みんなでコロナ禍を乗り越えたいという思いをもっていることが語られました。

そのどれもが「子どもたちはこんなことを感じているんだ」という驚きの連続でしたし、それぞれの子どもたちがしっかりと自分の思いや意見をもっており(なおかつ他の子どもたちにも思いを馳せるその心の広さ、優しさといったら)、なぜ今までこの場を設けてこなかったのだろうかと反省させられるほど、子どもたちから直接思いや意見を聴く場は、子どもたちの頼もしさや無限の可能性を感じるとても素敵な空間でした。

令和 5 年度は宗像市子どもの権利救済委員及びむなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が設立されて 10 周年を迎えます。記念行事を計画しようとしていた最中でしたが、子どもたちから直接思いや意見を聴く機会を通して、巻頭言で栄留先生も書いている「Nothing About us without us (私たち抜きに私たちのことを決めないで)」の合言葉を思い出しました。子どもたちはこう思っているであろうとこちらが勝手に活動を考えるのではなく、子どもたちと直接対話しながら、子どもたちが主役になれるような記念行事を創り上げていきますので、宗像市の子どもたちと子どもの権利救済機関の活躍を、どうぞご期待ください!

## 「ハッピークローバー」

相談員 石川 美喜

令和4年度は、相談以外の活動に関わる機会を多くいただき、「意見を表明する権利」に着目した一年でもありました。

「私たちは、子どもの声を本当に聴けているのだろうか？」とふと思うことがあります。大人の思いや考えを汲み取らせていたり、子どもの素直な表現を気づかないうちに否定したりして表現する機会を奪ってしまっているのではないかと、私がこれまで子どもに関わる中で感じてきたことです。「ハッピークローバー」という子どもの権利相談室（第三者機関）に出会って、子どもの権利を守る人として「子どもの権利を伝えること」「子どもの声を聴くこと」「子どもに関わる人に第三者機関を知ってもらうこと」が、子どもたちが感じていることを表現しやすく、子どもにやさしい環境を作ることに繋がるということを実感しました。

そこで、今回未就学児への啓発を大学生と手作りで絵本を作成し、保育所等での読み聞かせを開始しました。幼児期の子どもたちの感じていること考えていることの偉大さを幼児教育に携わり実感するとともに、もっと表現できる場が増え、もっと尊重されればいいなと思っていました。はぴくろの相談員となり、大事な時期にもっと聴く環境が充実した社会になることを期待するようになりました。早期に子どもの権利を発信することや保護者や先生など子どもの身近にいる人たちの価値に目を向けることを意識し、これから子どもに関わる現場に出る大学生と一緒に活動しました。子どもも大人も子どもの権利や第三者機関の存在を知る人を増やし、第三者機関を有効活用してもらうことで子どもの環境が整うといいなと思います。

さらに本年度は、子どもたちによって考えられた作品が、子どもたちの意見によって決定していく活動によって「ふくちゃんのおともだち新キャラクターと新標語」が決定し、はぴくろ子ども委員会では、はぴくろが子どもたちの意見をもらったり、子どもたちが意見を交わしたりする活動もありました。子どもたちの、言葉や作品一つ一つに込められた思いは、はぴくろの存在意義を改めて考える機会となりました。6地区のコミュニティセンターで開催した投票会では、「みんなで楽しみにしてきました！」という家族や「小中学校のときから知っています！」とたまたまその場にいた高校生、作品を応募した子、子ども委員の子どもたちなど未就学児から高校生まで幅広い人に参加いただきました。「子どもだからわからないだろう」ではなく、子どもたちは、たくさん感じよく考えているということ、そして様々な方法で表現しているということを改めて大切にしたいと思う一年になりました。今回選ばれた標語「はぴくろは いつでもこどものみかただよ」は相談員としても嬉しい標語です。はぴくろが、いつでも子どもの味方であることができる環境を皆さんに支えていただいているおかげで、日々様々な活動が出来ていることに感謝し、今後も子どもと一緒に考える機関であり続けたいです。

## はぴくろ 10 歳のお誕生日

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」

相談員 井上麻衣

私には 5 歳下のきょうだいがいます。今は成人していますが、まだ中学生のときに「聞いて、はぴくろってというのが学校で紹介されたんよ」と教えてくれたことがありました。私は「へーそんなんやね」と、あまり気に留めませんでした。まさか数年後におなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の通称が「はぴくろ」で、そこで働くなんて、あのときの自分は思いもしなかっただろうな、と今になってふと思い出しました。はぴくろが開設され、10 周年を迎えようとしています。きょうだいが、教えてくれたあの日から、もう 10 年経とうとしているのかと思うと言葉にならない不思議な感覚です。

特に今年は、10周年に向けて、周知・啓発にとても力をいれた 1 年だったように思います。はぴくろのメインキャラクター「ふくちゃん」の“おともだち”募集や、新しい標語の募集、「はぴくろ子ども委員会」を開催し子どもたちから直接、意見を聴く場を作ったり、幼児向け絵本を制作し「はぴくろ絵本の読み聞かせ」に行かせて頂いたり、多くの子どもたちと関わり、子どもたちが考えた作品や思いに触れる機会が沢山ありました。

なかでも、思い出として残っているのは 10 年目企画として活動した、キャラクターのおともだち募集と新・標語募集です。宗像市内の学校から、約 500 通を超える応募があり、すてきな作品がいっぱいありました。大人だけで選ぶのではなく、子どもたち自身が決める機会を作りたいという思いから、地域のコミュニティセンターを活用させて頂き、「はぴくろ夏の投票会」の開催もしました。家族や友人といっしょに来たひと、たまたまコミュニティセンターを利用していたひと、幼児さんにも協力して頂き、多くのひとが投票会に来てくれました。さらに、投票会で選んだ作品は「はぴくろ通信」にて最終投票をおこない、投票会に行けなかった子どもたちにも見てもらいました。新しく仲間になった「ルカちゃん・ルイクン」は、イルカをイメージしたキャラクターです。ハート型が自然とデザインされており、四つ葉のクローバに近い可愛いキャラクターです。新しい標語は、「はぴくろは いつでもあなたの みかただよ」と優しく語りかけているような標語で、作者のおもいには、「はぴくろはいつでもそばにいてくれると思ったから」と書いてありました。

子どもたちの中には、はぴくろを身近な存在として感じてくれている子もいるのだと知り、より一層子どもたちの力になれるように、子どもに寄り添える機関でありたいと思います。子どもたちからの 1 つひとつの作品には、それぞれ込めた想いが書かれています。そのどれもが、「はぴくろ」を好きだというのが伝わるのと、期待を寄せているものばかりでした。全ての作品に感謝と、想いを真摯に受け止め、10 周年の活動に活かしていこうと思います。

はぴくろはこの度 10 歳を迎えようとしています、迎えられるのはみなさんからの暖かいサポートがあり、なにより宗像市の子どもたちのおかげです。これからも、「子どもにやさしいまち」をめざして、精進していきます。



# むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に関する

## アンケート調査結果

### 1. 調査の目的

本調査は、むなかた子どもの権利相談室の各種事業に対する子どもの意見を聴き、本市の子どもの権利保障の充実を図る一助とすることを目的としています

### 2. 調査対象・回収率

市立学校5年生 854/919人(回収率 92.9%)、8年生 833/858人(回収率 97.1%)  
総数 1687/1777人(回収率 94.9%)

### 3. 調査方法

各学校へ協力を依頼。各生徒のタブレットにて実施

### 4. 調査期間

令和4年11月30日～12月23日

### 5. 調査結果概要

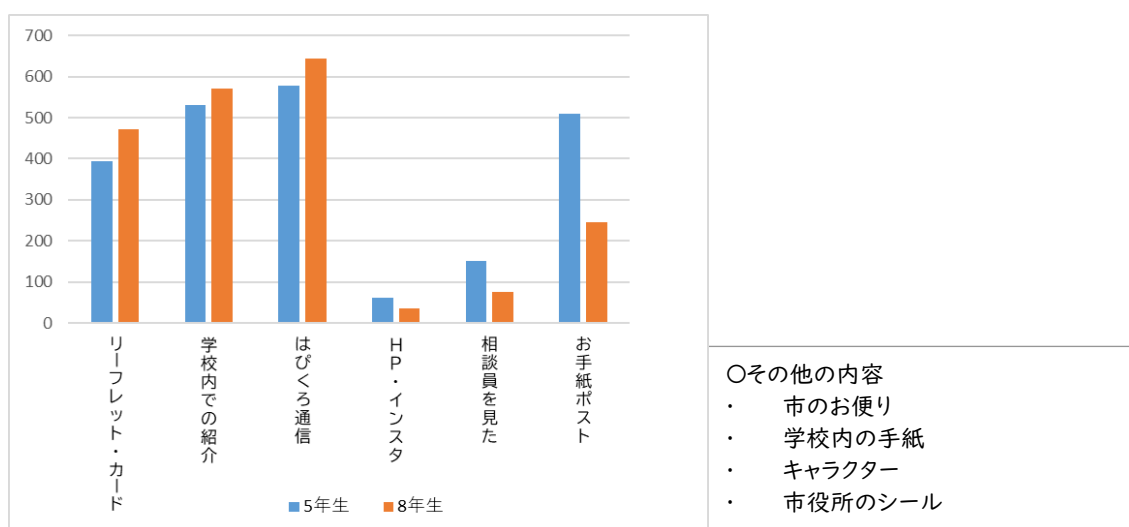
- ① はびくろの認知率は全体で96.8%でした。
- ② 見た・聞いたことがある相談室の紹介については、リーフレット・カード、校内啓発、機関通信と、学校内で周知・配布しているものが多くなっていました。
- ③ 配布しているカードの所持率は全体で58.9%でした。
- ④ 市役所以外で相談ができることを知っている子は全体の68.9%でした。
- ⑤ 今、悩んだり困ったりしていることがあると答えた子は全体の22.6%でした。  
※ 「ある」と答えた子の悩みの内容は、5年生「友だち」「自分」「勉強」、8年生「勉強」「自分」「将来」の順で多くなっていました。
- ⑥ 悩みがある時に相談する相手は、全体的に「友だち」「親」「先生」が多くなっていました。
- ⑦ 悩みがある時にはびくろに相談しようと思うと答えた子は、全体の29.9%でした。  
※ はびくろに相談する際の方法としては「電話」「お手紙」が多くなっていました。
- ⑧ これまでにはびくろへ相談した人の感想として、5年生「とてもよかった・よかった=46.4%」「ふつう=47.3%」「あまりよくなかった・よくなかった=6.4%」、8年生「とてもよかった・よかった=30.7%」「ふつう=55.1%」「あまりよくなかった・よくなかった=14.2%」でした。
- ⑨ 宗像市子ども基本条例の4つの子どもの権利について、「知っている」と答えた子は5年生78.3%、8年生80.5%でした。

① おなかつた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を知っていますか？

- ・ 小学5年生 知っている 97.0%、知らない 3.0%
- ・ 8年 [知っている 96.6%、知らない 3.4%]
- ・ 全体 [知っている 96.8%、知らない 3.2%]

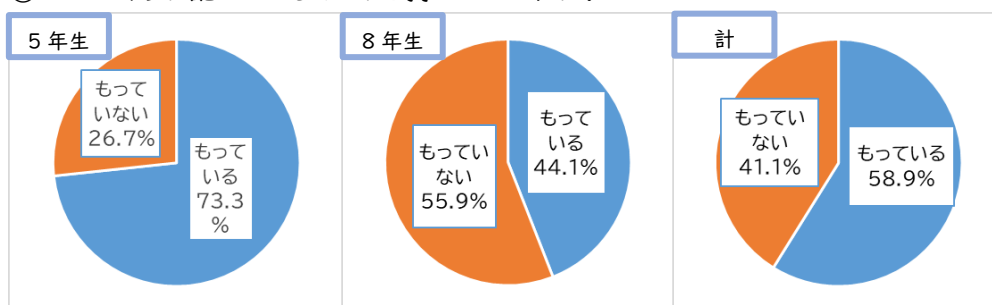
- 全体 96.8%の子どもたちが、ハッピークローバーを知っていると回答していました。
- 多くの子どもたちに認知し続けてもらえるよう、周知啓発を続けていきます。

② はぴくろの紹介で、見たこと、聞いたことがあるものにチェックをつけてください(複数回答可)。



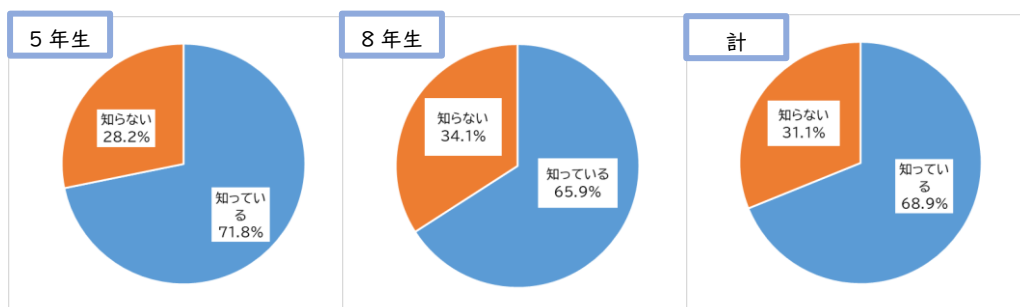
- 「リーフレット・カード」「校内啓発」「機関通信」の紹介に触れる子が多いようです。
- 5年生は「お手紙相談ポスト」の紹介もよく覚えてくれているようです。

③ はぴくろが配っているカードを持っていますか？



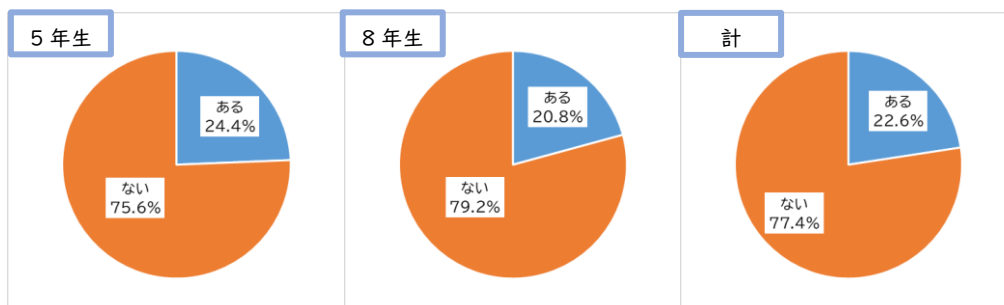
- 全体の 58.9%の子どもたちがはぴくろのカードを持っていると回答してくれました。
- 名札の裏に入れてもらうこともあり、5年生の方が所持率は高いようです。

④ あなたが希望すれば、はぴくろと学校やコミュニティ・センターなどで、会ってお話できることを知っていますか？

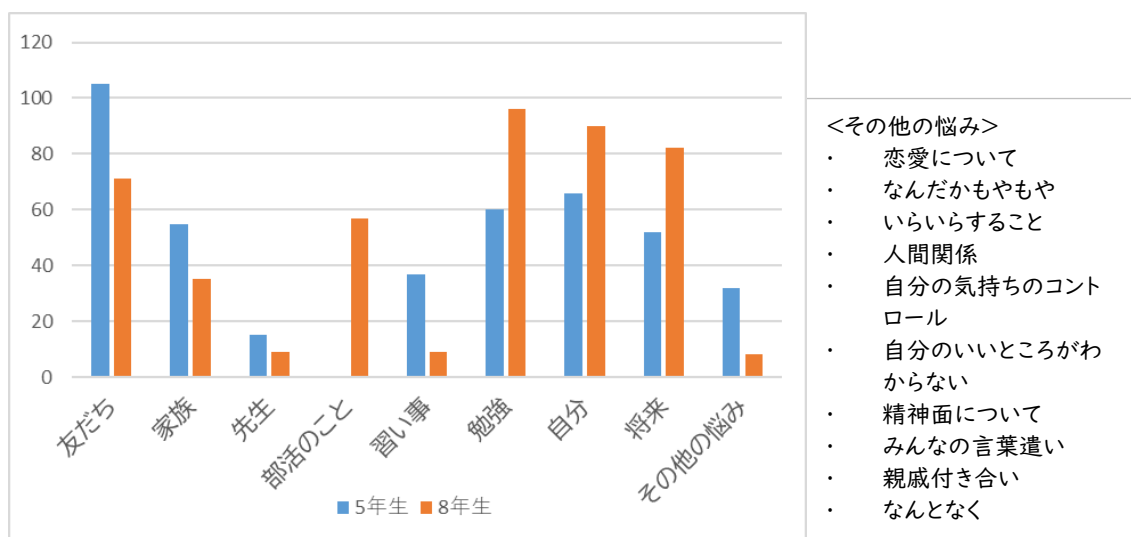


- 全体の68.9%の子どもたちが、市役所以外で相談できることを知っているようです。
- 相談しやすい環境をつくるため、今後も相談場所の周知に努めます。

⑤ あなたは今、悩んだり、困ったりしていることがありますか？

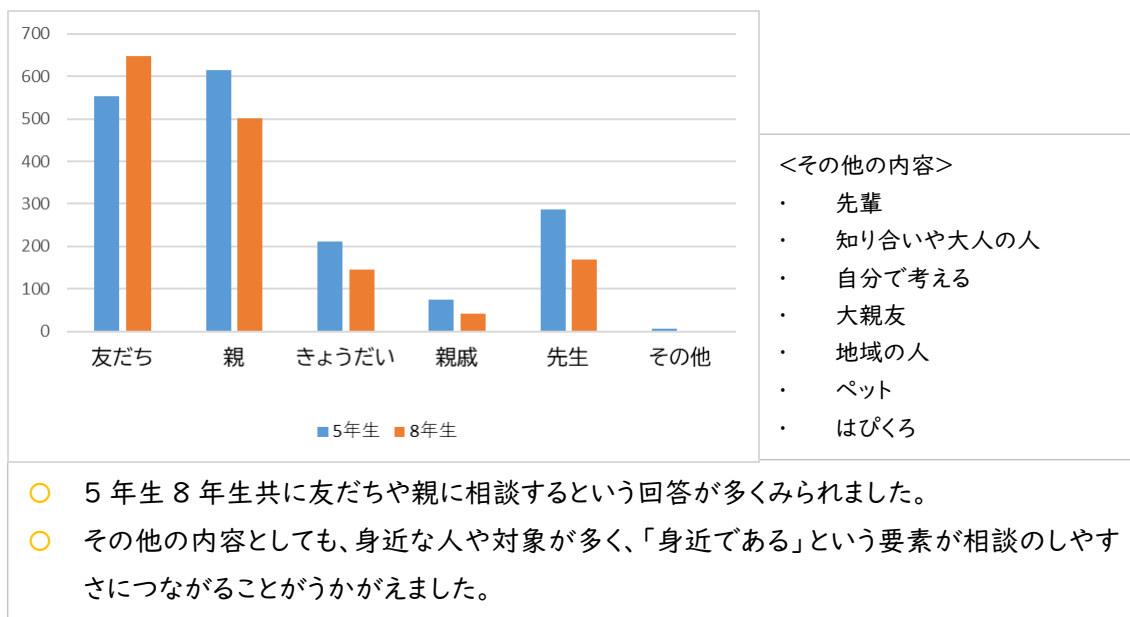


※ 「ある」とこたえた人へ、どんなことで悩んだり、困ったりしていますか？(複数回答可)

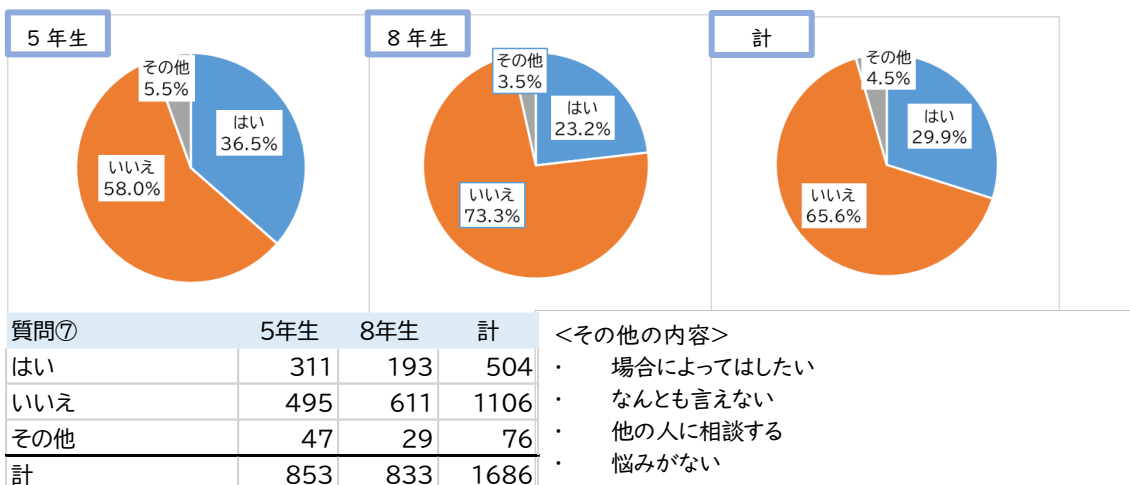


- 全体の2割強の子どもたちが、今悩みや困っていることがあると回答していました。
- 内容として、5年生は友だちについての悩みが多いのに対し、8年生は勉強・自分・将来についての悩みが多くなっていました。

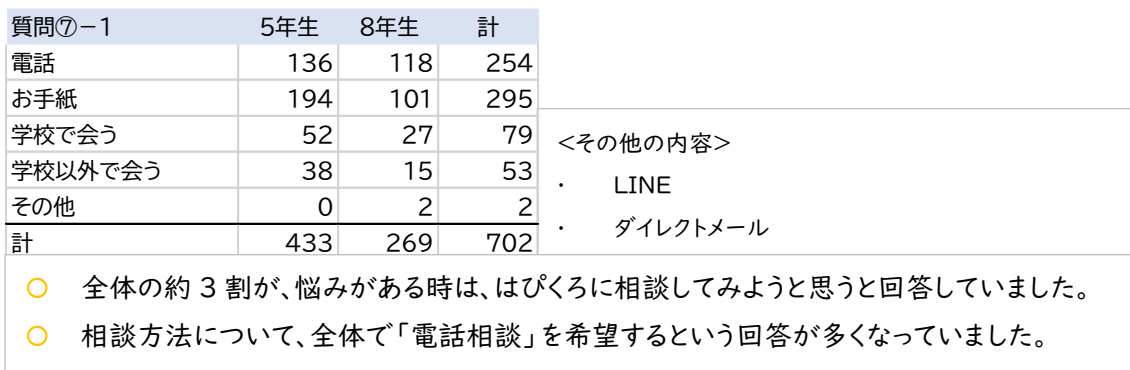
⑥ あなたは悩んだり、困ったりしているとき、だれに相談しますか？(複数回答可)



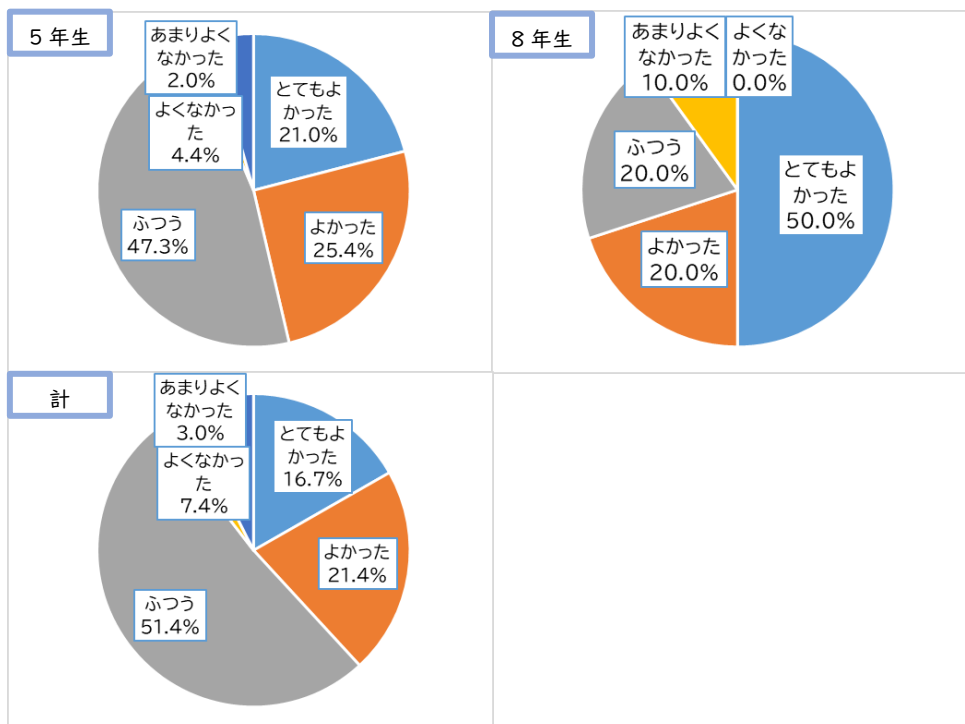
⑦ もし悩みがあるときは、はぴくろに相談してみようと思いますか？



※ 「はい」と答えた人へ、どんな方法で相談したいですか？(複数回答可)



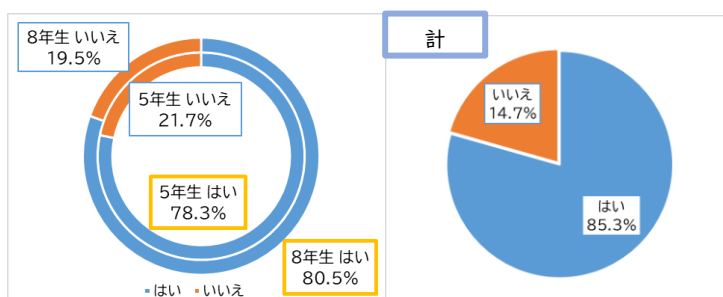
⑧ これまでに、はぴくろへ相談したことがある人にお聞きます。相談してみてどうでしたか？



- 全体の約 4 割の子が「とてもよかった」「よかった」と回答していましたが、約 1 割の子が「あまりよくなかった」「よくなかった」と回答していました。
- 1 人でも多く子どもたちに“相談してよかった”と思ってもらえるよう、今後も相談の質の改善に努めていきます。

⑨ 『宗像市子ども基本条例』には4つの子どもの権利があります。みなさんは生まれた時から子どもの権利をもっています。このことを知っていますか？

※4つの権利＝「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「意見を表明する権利」



- ・ 全体の 85.3%子どもたちが、子どもの権利について知っていると回答していました。
- ・ 子どもたちが子どもの権利について知ることは、いじめや虐待等をはじめとする、何らかの権利侵害を受けている状況へ違和感を感じ、周囲に助けを求めるための基盤となります。
- ・ 今後も子どもの権利含む宗像市子ども基本条例の周知に努め、子どもにやさしいまちづくりの推進に尽力していきます。

## 宗像市子ども基本条例と宗像市子ども施策

### (1) 宗像市子ども基本条例制定の経緯

#### ① 条例制定の経緯

平成元年 11 月	国連総会で「児童の権利に関する条約※」を採択（11 月 20 日）
平成 6 年 4 月	「児童の権利に関する条約」を日本が批准⇒新たな国内法の整備なし
平成 10 年 12 月	「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」を制定（日本初）
平成 22 年 4 月	「子どもの権利に関する条例」制定を公約とした候補者が市長当選
平成 22 年 7 月	宗像市次世代育成支援対策審議会に条例案作成を諮問
平成 23 年 9 月	宗像市次世代育成支援対策審議会から、中間答申書提出
平成 23 年 10 月	パブリック・コメント(市民意見提出手続)を実施
平成 23 年 12 月	宗像市次世代育成支援対策審議会から、最終答申書（条例案）提出
平成 24 年 3 月	市議会において条例制定議案を議決（全員賛成） 条例公布
平成 24 年 4 月	条例施行（子どもの権利救済制度は平成 25 年 4 月 1 日施行）
平成 25 年 4 月	子どもの権利救済委員を任命し、子どもの権利相談室設置

※「児童の権利に関する条約」についての外務省 HP での説明

「この条約は、今なお世界中に貧困、飢餓、武力紛争、虐待、性的搾取といった困難な状況に置かれている児童がいるという現実に向け、児童の権利を国際的に保障、促進するため、国連人権委員会の下に設置された作業部会において、多くの国連加盟国政府、国連機関等が参加し、10 年間にわたって行われた審議の成果です。この条約の内容は、特定の国の文化や法制度を偏重することなく、先進国であれ、開発途上国であれ、すべての国に受け入れられるべき普遍性を有するものになっています。」

#### ② 条例への市民（子どもを含む）の意見の反映

##### ○ 意見交換

- 子どもとの意見交換（平成 22 年 10 月 3 日）  
宗像市次世代育成支援対策審議会委員と小学生から高校生までの 16 人の子どもと座談会形式で意見交換を実施した。
- 子どもに関わる団体との意見交換（平成 22 年 11 月 11 日）  
宗像市次世代育成支援対策審議会委員が 5 団体 9 人と意見交換を実施した。

##### ○ アンケート調査

- 宗像市子どもまつりにおける調査（平成 23 年 11 月 3 日）  
子どもと大人それぞれを対象に実施した。（子ども 244 人、大人 252 人から回答）
- 市立小中学校における調査（平成 23 年 1 月～2 月）  
小学 5 年生及び中学 2 年生全員を対象に実施した。
- 市民アンケート調査（平成 23 年 2 月）  
「児童の権利に関する条約」の認知度調査を実施した。

##### ○ 意見募集

- パブリック・コメント（平成 23 年 10 月 1 日～31 日）  
15 通 127 件の意見が提出された。また、パブリック・コメントと並行して説明会を実施した。



## (2) 条例の特徴及び子ども施策推進体制

### ① 条例の特徴

- ※ 子どもの権利に関する総合的な条例の施行は、福岡県内では、志免町、筑前町、筑紫野市に次ぎ4番目。令和4年4月現在、全国約1,800の地方自治体（都道府県市町村）のうち61団体（約3%）が条例施行している（子どもの権利条約総合研究所ウェブサイトより）。現在においても稀な条例。
- ※ 「前文」がある条例：市の特別な想いが入った条例。（約220本の市条例のうち、前文があるものは7本のみ）
- ※ 「子どもの権利（第2章）」「大人の責務（第3章）」「子どもにやさしいまち（第4章）」を3つの柱として構成され、「子どもの権利救済制度（第6章）」についても規定した、子どもの権利に関する「総合的な条例」に分類されている。本市の子どもの健やかな成長に向けた基本的な理念の規定とともに、市子ども施策の推進策や子どもの権利の救済回復の具体策まで規定した条例。

### ② 施策の推進体制

- 令和2年3月に「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画（第2期宗像市子ども基本条例行動計画を兼ねる令和2年度から令和6年度までの5か年計画）」を策定し、諸事業を推進している。
- この行動計画の実施状況の検証等については、宗像市次世代育成支援対策審議会が担うこととされている（第27条）。

#### 令和4年度 宗像市教育子ども部の行政組織体制

教育子ども部	教育政策課	政策係
		学務係
	学校整備プロジェクト室	推進係
	学校管理課	管理係
		給食係
	図書課	図書館係
	子ども育成課 ※宗像市子ども基本条例、第2期宗像市子ども基本条例行動計画及び宗像市次世代育成支援対策審議会の所管課	子ども育成係
		幼児教育保育係
		幼児施設支援係
		グローバル人材育成係
	子ども支援課 ※宗像市子どもの権利救済委員の事務局	子ども支援係
		子ども相談係
		発達支援係
子ども家庭課	子ども保健係	
	子ども家庭係	

### (3) 子ども育成課関係事業の救済委員への報告

前述のとおり、「第2期宗像市子ども基本条例行動計画」の事業実施状況の検証等については、宗像市次世代育成支援対策審議会で行うものですが、宗像市子どもの権利救済委員に対して、令和4年度の子ども育成課事業のうち、条例に直接関係する以下の事業等について報告・説明した。(条例の3つの柱に整理して、隔月報告)

#### ① 子どもの権利（啓発）について

令和4年3月議会において、児童虐待防止の強化を図るための条例改正を行ったことから、令和4年度の啓発活動は、条例改正内容の周知を主眼として実施した。宗像市子どもの権利救済委員に対して、それらの活動を報告した。

- 条例改正議案の市議会審議状況について
- 5/1号市広報紙への条例改正記事掲載について
- 「2022夏の課外授業 in むなかた事業説明会」における条例周知について
- 「家庭教育学級開設説明会」における条例講座について
- 「子どもの安全に関する研修会」における条例講座について
- 「子ども支援ボランティア養成講座」における条例講座について
- 「福岡県地域活動指導員研修会」における条例周知について
- 「宗像市要保護児童対策地域協議会代表者会議」における条例周知について
- 「宗像市青少年指導委員会地区会長情報交換会」における条例周知について
- 「2022夏の課外授業 in むなかた」ガイドブック配布による条例周知について
- 「宗像市障害者虐待防止研修会」における条例周知について
- WithWind主催「子どもの居場所情報交換会」における条例周知について
- 新「宗像市子ども基本条例パンフレット（大人版）」の作成・子ども関係施設への配布について
- 「家庭教育学級」における条例講座について
- 「赤間地区青少年指導員会」への条例講座について
- 「赤間地区青少年育成部会」への条例講座について
- 「むむハグ。子育て支援情報パンフレット」への条例記事掲載について
- 「教育子ども部職員研修会」における条例講座について
- むなかた子ども劇場機関紙への「宗像市子ども基本条例10年目インタビュー」記事掲載について
- 市立学校「宗像市子ども基本条例に基づく取組」の実施について
- 「宗像市子どもの権利の日」のぼり旗の掲示について
- 「令和4年度宗像市子ども関係施設職員研修会」における条例講座について
- 11/15号市広報紙への「宗像市子どもの権利の日」記事掲載について
- 庁内掲示板による市職員への「宗像市子どもの権利の日」の周知について
- むなかた子ども大学「YouTuberコース」での子どもの権利啓発動画の制作について
- むなかた子ども大学（ユリックス会場）での保護者向け条例周知について
- 「YouTuberコース」制作の子どもの権利啓発動画の市公式YouTube掲載について

- 「令和5年度に向けた子ども会説明会」における条例講座について
- 糸島市議会議員及び教育委員会職員の条例視察対応について
- 北九州市議会議員の条例視察対応について
- 岐阜県美濃市議会議員の条例視察対応について
- 北海道岩見沢市議会議員の条例視察対応について
- 千葉県松戸市議会議員の条例視察対応について

## ② 大人の責務（市の役割）について

- 新型コロナウイルス感染症拡大による影響下での子ども関係施設（子育て支援センター、子育てサロン、保育所、幼稚園、認定こども園、学童保育所、プレーパーク、中高生の居場所等）の運営について
- 福岡県弁護士会「地方から広げよう！子どもにやさしいまちづくり」シンポジウムへの参加について
- 子どもの権利条約総合研究所「危機及び緊急事態における子どもの権利」研究会への参加について
- 子どもの権利の啓発について（上記①）

## ③ 子どもにやさしいまちづくりについて

- 宗像市次世代育成支援対策審議会による行動計画の実施状況、計画見直しの協議について
- 子どもの居場所づくり（プレーパーク、中高生の居場所づくり、放課後子ども教室、人づくりでまちづくり事業補助金、子どもの居場所づくり団体情報交換会等）について
- 子どもの意見表明の機会の提供（中高生の居場所の愛称の募集及び決定、YouTuber コース受講者アンケート）について
- 子育て支援事業（子育て支援センター運営等）について
- 福岡県青少年健全育成条例に基づく立入調査等について

○宗像市子ども基本条例

平成24年3月30日

条例第13号

改正 平成25年3月28日条例第8号

令和4年3月30日条例第5号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの権利（第4条—第8条）

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割（第9条—第12条）

第4章 子どもにやさしいまちづくり（第13条—第17条）

第5章 啓発（第18条—第20条）

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第21条—第26条）

第7章 施策の検証（第27条）

第8章 雑則（第28条）

附則

子どもは、夢と希望に満ちた、かけがえのない存在です。また、どの子どもも自分らしく健やかに成長し、伸びる可能性を持っています。

その可能性の芽を摘み取らずに成長させることが、今、大人に問われています。

子どもは、一人ひとりが権利の主体です。あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、生き、育ち、参加する権利があります。

大人は、子どもの最善の利益を保障しなければなりません。そのためには、子どもの気持ちをしっかりと受け止め、一緒に考えたり、体験させたり、教え導いていくことが大切です。

宗像市は、昔から交通や文化の要衝の地であり、人と人とのふれあいを大切にしてきたまちです。今もその精神がいきづいています。

子どもは、そのふれあいの中で、自分と同じように相手のことを大切にする心や、社会の一員としての役割やルールを学ぶことができます。

子どもが自らの可能性を伸ばし、自分の将来に夢を持てるまちは、すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。

宗像市は、「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱とし、子どもの健やかな成長が保障されるまちづくりを、子どもも大人も共に手を取り合って進めていくことを宣言し、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利を守るために、保護者、市民等、子ども関係施設及び市の責務並びに役割を明らかにするとともに、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項並びに子どもの権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び健全な成長が保障されることを目的とする。

(令4条例5・一部改正)

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住所を有する18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親又は親に代わり子どもを養育する立場にある者をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。ただし、第1号に規定する子ども及び市外に住所を有する18歳未満の者を除く。

ア市内に住所を有する者

イ市内の事務所又は事業所に勤務する者

ウ市内の学校に在学する者

エ市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

- (4) 子ども関係施設 次に掲げる施設をいう。

ア児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設

イ学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校

ウ社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する各種施設

エその他子どもが関係する施設

- (5) 虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。次号において「法」という。）第2条の児童虐待をいう。

- (6) 通告 法第6条第1項による本市福祉事務所又は福岡県宗像児童相談所への通告をいう。

(令4条例5・一部改正)

### (責務)

第3条 保護者は、子どもの成長及び発達についての第一義的責任を持つことを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない。

2 市民等は、子どもに関わる場又は機会において、子どもの権利を保障しなければなら

ない。

- 3 子ども関係施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）は、子ども関係施設において、子どもの権利を保障しなければならない。
- 4 市は、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障しなければならない。
- 5 保護者、市民等、施設関係者及び市は、前各項の責務を果たすに当たっては、お互いの立場を尊重し、協力して取り組まなければならない。

## 第2章 子どもの権利

### （安心して生きる権利）

第4条 子どもは、安心して生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- （1）命が守られ、尊重されること。
- （2）愛情及び理解をもって育まれること。
- （3）温かい家庭の中で、家族と共に生活すること。
- （4）平和で安全な環境の下で生活すること。
- （5）あらゆる差別及び暴力を受けず、放置されないこと。
- （6）健全な発達を阻害する環境から守られること。

### （自分らしく生きる権利）

第5条 子どもは、自分らしく生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- （1）個性が尊重され、その個性を伸ばすこと。
- （2）自分で考え、判断し、行動すること。
- （3）プライバシーが守られること。
- （4）子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。

### （豊かに育つ権利）

第6条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つ権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- （1）学ぶこと。
- （2）遊ぶこと。
- （3）生活のリズムが守られること。
- （4）良い事、悪い事及び社会のルールについてきちんと教えてもらうこと。

### （意見を表明する権利）

第7条 子どもは、自ら社会に参加し、意見を表明する権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。



- (1) 自分の気持ち又は考えを表現するために必要なコミュニケーションの力を伸ばす機会が得られること。
- (2) 自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること。
- (3) 意思決定に参加すること。
- (4) 社会参加に関して、適切な支援が受けられること。

(子どもの役割)

第8条 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の者の権利を尊重するよう努めなければならない。

- 2 子どもは、他の者の権利を侵害する行為をしないよう努めなければならない。
- 3 子どもは、家庭又は社会の一員としての役割を果たすよう努めなければならない。

### 第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割

(保護者の役割)

第9条 保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならない。

- 2 保護者は、子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識及び養育について習得するよう努めなければならない。
- 3 保護者は、子どもが基本的な生活習慣及び社会性を身に付けるよう努めなければならない。
- 4 保護者は、虐待、体罰その他の子どもの権利を侵害することをしてはならない。
- 5 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護しなければならない。
- 6 保護者は、子どもの個性に応じ、教育を受けさせるとともに、文化、芸術又はスポーツに接する機会を作るよう努めなければならない。

(令4条例5・一部改正)

(市民等の役割)

第10条 市民等は、子どもは「社会の宝」とであると認識し、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならない。

- 2 市民等は、地域において、子どもが意見を表明し、又は参加する機会を設けるよう努めなければならない。
- 3 市民等は、子どもが社会のルールに反する行為をしたときは、注意し、若しくは指導し、又は関係機関等に通報し、若しくは連絡しなければならない。
- 4 市民等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに通告しなければならない。

(令4条例5・一部改正)

(子ども関係施設の役割)

第11条 子ども関係施設は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならない。

2 子ども関係施設は、子どもの年齢又は個性に応じて、自主的な活動を支援しなければならない。

3 施設関係者は、子どもの育ち及び気持ちについて理解し、把握できる力を身に付けてはならない。

4 子ども関係施設は、虐待、体罰、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止に努めるとともに、子ども及び保護者が相談しやすい環境を整備しなければならない。

5 子ども関係施設は、虐待の早期発見に努めるとともに、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに通告しなければならない。

(令4条例5・一部改正)

(市の役割)

第12条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携するとともに、必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、保護者、市民等及び子ども関係施設がそれぞれの責務と役割を果たすことができるよう、必要な支援をしなければならない。

3 市は、子ども自ら又は保護者等を通じて、市政等に関する意見を求めるよう努めなければならない。

4 市は、虐待、体罰、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止及び早期発見に努めなければならない。

5 市は、前項の取組において被害を受けた子どもを発見したときは、その保護及び救済に努めるとともに、関係機関と協力し、必要な支援をしなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、市は、さまざまな方法を通して、子どもの権利の普及及び啓発に努めなければならない。

(令4条例5・一部改正)

第4章 子どもにやさしいまちづくり

(施策の推進)

第13条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するため、行動計画を策定しなければならない。

2 市は、行動計画を策定し、又は見直すときは、第27条の宗像市次世代育成支援対策審議会の意見を聴かななければならない。

3 市は、行動計画を策定し、又は見直したときは、速やかにその内容を公表しなければならない。

ならない。

(令4条例5・一部改正)

(子どもの居場所づくり)

第14条 市、市民等及び施設関係者は、地域において、子ども同士が遊び等の体験を通じ、豊かに成長できるよう、安全で安心な居場所づくりに努めなければならない。

2 市は、自主的に居場所づくりをしている市民等との連携を図り、その支援に努めなければならない。

(子どもの意見表明の機会の提供)

第15条 市は、子どもが意見表明を行うことができる機会を設けるよう努めなければならない。

(子育て支援)

第16条 市、市民等及び施設関係者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければならない。

2 市、市民等及び施設関係者は、保護者の子育て及び仕事の両立を支援するとともに、子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めなければならない。

(健全な発達を阻害する環境からの保護)

第17条 市、市民等及び施設関係者は、健康に有害なもの、性的虐待、過激な暴力等の有害な情報その他の子どもの健全な発達を阻害する環境から子どもを保護し、又はその環境を改善するよう努めなければならない。

## 第5章 啓発

(啓発)

第18条 市は、子どもの権利の普及及び啓発に努めるものとする。

(学習等への支援)

第19条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の場において、子どもの権利についての学習及び研修が推進されるよう、必要な教育環境の整備に努めなければならない。

2 市は、施設関係者、医師又は保健師等の子どもの権利に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会を提供するよう努めるものとする。

3 市は、子どもが自主的に行う子どもの権利についての学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(子どもの権利の日)

第20条 市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、宗像市子どもの権利の日(以下「権利の日」という。)を設ける。

- 2 権利の日は、11月20日とする。
- 3 市は、権利の日の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

#### 第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利救済委員)

第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。

- 2 救済委員は、3人以内とする。
- 3 救済委員は、子どもの権利、福祉、教育等に関して知識経験を有する者のうちから、市長が選任する。
- 4 救済委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 救済委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれない。
- 6 前項の規定にかかわらず、市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は救済委員としてふさわしくない行為があると認める場合においては、その職を解くことができる。

(救済委員の職務)

第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。
  - (2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。
  - (3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。
  - (4) 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。
  - (5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。
- 2 救済委員は、前項の職務を行うに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。
    - (1) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。
    - (2) 人権について十分に配慮すること。
    - (3) 関係機関等と協力すること。

(救済委員に対する支援及び協力)

第23条 市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援しなければならない

い。

2 保護者、市民等及び子ども関係施設は、救済委員の活動に協力するよう努めなければならない。

(勧告又は要請への対応)

第24条 市は、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告しなければならない。

2 市以外のものは、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告するよう努めなければならない。

(勧告又は要請等の内容の公表)

第25条 救済委員は、必要と認めたときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等を公表することができる。

(報告等)

第26条 救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市民に公表する。

#### 第7章 施策の検証

(子どもの権利の保障状況の検証)

第27条 市は、この条例による施策、行動計画の実施状況及び子どもの権利の保障状況について毎年度検証を行わなければならない。

2 前項の検証に当たっては、宗像市次世代育成支援対策審議会条例(平成25年条例第8号)に規定する宗像市次世代育成支援対策審議会に対し、諮問するものとする。

3 市長その他の執行機関は、審議会の報告又は提言を尊重し、必要な措置をとるものとする。

(平25条例8・一部改正)

#### 第8章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6章及び第7章の規定は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定により策定されている計画は、この条例の相当規定に基づき策定された行動計画とみなす。

3 第22条の規定は、この規定の施行の日（以下「施行日」という。）前3年から施行日の前日までに生じた子どもの権利の侵害に関わる事項についても適用するものとする。  
（準備行為）

4 第21条第3項の規定による救済委員の選任に関し必要な行為は、同項の規定の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成25年3月28日条例第8号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日条例第5号）  
この条例は、令和4年4月1日から施行する。



○宗像市子ども基本条例施行規則

平成24年12月28日

規則第43号

改正 平成28年3月30日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市子ども基本条例（平成24年宗像市条例13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(兼職等の禁止)

第3条 条例第21条第1項に規定する宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）には、次に掲げる者を選任することができない。

- (1) 衆議院議員若しくは参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員
- (2) 市と取引関係のある法人その他の団体の役員又は救済委員の公平かつ適切な職務遂行に利害関係を有する職業の者
- (3) 市内の学校の教職員その他市の子どもの直接指導することを主たる職務とする職業等に現に従事している者又はその職を退いてから3年を経過していない者

(代表救済委員)

第4条 救済委員のうち1人を代表救済委員とし、救済委員の互選により定める。

2 代表救済委員に事故があるとき、又は代表救済委員が欠けたときは、他の救済委員がその職務を代理する。

(救済委員会議)

第5条 代表救済委員は、次に掲げる事項を協議するため、救済委員会議を招集することができる。

- (1) 救済委員の職務執行の方針に関すること。
- (2) 活動状況の報告に関すること。
- (3) その他救済委員の協議により必要と認めること。

(子どもの権利相談員)

第6条 救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 条例第21条第3項及び第22条第2項並びに第3条第1号及び第2号の規定は、相談員について準用する。

3 相談員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。
- (2) 救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。
- (3) 子ども権利の普及に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。  
(相談及び救済の申立て)

第7条 子ども、保護者、市民等及び施設関係者は、子どもの権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

2 相談又は救済の申立て（以下「申立て」という。）の受付は、救済委員及び相談員が行う。

（申立ての手続き）

第8条 救済の申立てを行おうとする者は、文書又は口頭により次に掲げる事項を申立てることとする。

- (1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号
- (2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、入所している施設又は勤務先の名称及び所在地
- (3) 申立ての趣旨
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日
- (5) 権利の侵害の内容
- (6) 他の機関への相談等の状況

2 文書による申立ては、救済申立書（様式第1号）を用いるものとする。

3 救済委員及び相談員は、口頭による申立てがあったときは、第1項の事項について聴き取り、口頭救済申立書（様式第2号）に記録しなければならない。

（調査）

第9条 救済委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて調査するものとする。ただし、その申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 裁判等により確定した権利関係に関するとき。
- (2) 裁判所において争訟中又は行政庁において審査請求の審理中である権利関係に関

するとき。

(3) 議会に請願又は陳情を行っているとき。

(4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは除く。

(5) 条例又は規則に基づく救済委員又は相談員の行為に関するとき。

(6) 申立てに重大な偽りがあるとき。

(7) 申立に具体的な権利の侵害が含まれないとき。

(8) 前各号に定めるもののほか、救済委員が調査することが適当でないとき。

2 救済委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合又は条例第22条第1項第3号の規定により調査する場合は、その子ども及び保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、救済委員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

3 救済委員は、第1項ただし書の規定により調査を行わない場合は、理由を付して、申立人に速やかに通知しなければならない。

(平28規則11・一部改正)

(調査の中止等)

第10条 救済委員は、調査を開始した後においても、次に該当する場合は、調査を中断し、又は中止することができる。

(1) 申立てが、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 申立人から救済申出取下げ書(様式第3号)が提出されたとき。

2 救済委員は、前項第1号により調査を中断し、又は中止したときは、申立人及び前条第2項の同意を得た者(以下「申立人等」という。)に対して、速やかに通知しなければならない。

(市に対する調査等)

第11条 救済委員は、市に対して調査を開始するときは、あらかじめ通知しなければならない。

2 救済委員は、調査のために必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市に資料の提出又は説明を求めることができる。

3 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための関係

者間の調整（以下「調整」という。）をすることができる。

- 4 救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。

（市以外のものに対する調査等）

第12条 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市以外のものに資料の提出又は説明を求めることができる。

- 2 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、市以外のものに調整について協力を求めることができる。

- 3 救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。

（身分証明書の提示）

第13条 救済委員及び相談員は、調査をするときは、その身分を示す証明書（様式第4号）を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（勧告などの実施）

第14条 条例第22条第1項第4号の規定に基づく勧告又は要請は、書面により行う。

- 2 救済委員は、勧告又は要請を行ったときは、その概要を申立人等に通知する。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第11号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

様式第1号（第8条関係）

救済申立書 年 月 日
（あて先） 宗像市子どもの権利救済委員
（申立人） 氏 名 _____（ 歳） 郵便番号 _____ 住 所 等 _____ 電話番号 _____ 救済を必要とする子どもとの関係 _____ 学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____
宗像市子ども基本条例施行規則第8条第2項の規定により、下記のとおり子どもの権利の救済を申し立てます。
(1) 救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ その他 _____
(2) 申立ての理由となった事実の概要 ①救済を求めることは、どのようなことですか。 _____ ②いつ、どこで、起こったことですか。 _____ *どのような問題なのかを(6)で説明してください。
(3) 他の制度への相談・申立て等の有無 [ なし ・ あり ] （ありの場合、その制度名を記入） _____
(4) 添付資料の有無 [ なし ・ あり ( 枚 ) ]
(5) 通知方法に関する希望 [ 文書 ・ その他 ( ) ]
(6) 申立ての理由となった問題についての説明等   
備考

## 様式第2号（第8条関係）

口頭救済申立書 年 月 日	
宗像市子ども基本条例施行規則第8条第3項の規定により、子どもの権利の救済の申立てを口頭にて下記のとおり受け付けました。	
受付者 _____ 印 _____	
(1) 口頭により申し立てた者の氏名等	
氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ 救済を必要とする子どもとの関係 _____ 学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____	
(2) 救済を必要とする子どもの氏名等	
氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ その他 _____	
(3) 申立ての理由となった事実の概要	
①救済を求めることは、どのようなことか。 _____ _____	
②いつ、どこで、起こったことか。 _____ _____	
*どのような問題なのかを(7)に記述	
(4) 他の制度への相談・申立て等の有無 [ なし ・ あり ]	
(ありの場合、その制度名を記入) _____	
(5) 添付資料の有無 [ なし ・ あり ( 枚 ) ]	
(6) 通知方法に関する希望 [ 文書 ・ その他 ( ) ]	
(7) 申立ての理由となった問題についての説明等	
備考	

様式第3号（第10条関係）

救済申出取下げ書 <span style="float: right;">年 月 日</span>	
（あて先） 宗像市子どもの権利救済委員	
（申立人） 氏 名 _____（ 歳） 郵便番号 _____ 住 所 等 _____ 電話番号 _____ 救済を必要とする子どもとの関係 _____ 学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____	
年 月 日付で申請した申立てについては、次のとおり取り下げます。	
取り下げの理由	
備考	



様式第4号（第13条関係）

1 宗像市子どもの権利救済委員

（表）

5.5cm	号	<div style="border: 1px solid black; width: 70px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; flex-direction: column; justify-content: center; align-items: center;"> <span style="font-size: 8px;">横 2.5cm</span> <span style="font-size: 8px;">縦 3.0cm</span> </div>	<p>身分証明証</p> <p style="margin-top: 20px;">第</p> <p>職 名 宗像市子どもの権利救済委員</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日</p> <p>有効期限 年 月 日</p> <p style="margin-top: 10px;">上記の者は、宗像市子ども基本条例第21条第1項の規定に基づく宗像市子どもの権利救済委員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">宗 像 市 長</p>
	印	9.0cm	

（裏）

宗像市子ども基本条例（抜粋）

（子どもの権利救済委員）

第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。

（救済委員の職務）

第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。
- (2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。
- (3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。
- (4) 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。
- (5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。

2 宗像市子どもの権利相談員

(表)

5.5cm	号	<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; flex-direction: column; justify-content: center; align-items: center;"> <span style="font-size: 8px;">横 2.5cm</span> <span style="font-size: 8px;">縦 3.0cm</span> </div>	<p>身分証明証</p> <p style="text-align: right;">第</p> <p>職 名 宗像市子どもの権利相談員</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日</p>
	<p>上記の者は、宗像市子ども基本条例施行規則第6条第1項の規定に基づく宗像市子どもの権利相談員であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 宗 像 市 長</p> <p>印</p>		
9.0cm			

(裏)

宗像市子ども基本条例施行規則（抜粋）

（子どもの権利相談員）

第6条 救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 略

3 相談員は、次に掲げる職務を行う。

(1)権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。

(2)救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。

(3)子どもの権利の普及に関すること。

(4)前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。

様式第1号（第8条関係）

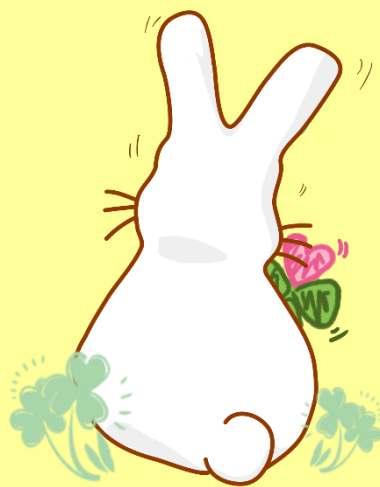
様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第10条関係）

様式第4号（第13条関係）

## 令和4年度子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿

職名	氏名	職業等
子どもの権利代表救済委員	藤田 裕子	弁護士 (福岡県弁護士会)
子どもの権利救済委員	栄留 里美	社会福祉士 (大分大学 専任講師)
子どもの権利救済委員	河内 祥子	教育関係者 (福岡教育大学 教授)
子どもの権利相談員	中川 誠也	臨床心理士 公認心理師
	石川 美喜	教員免許(幼・小・特) 保育士
	井上 麻衣	社会福祉士 精神保健福祉士
事務局員	有吉 富美子	子ども支援課長
	萩野 賢教	子ども支援課主幹兼子ども支援係長
	神谷 祐子 (~R4年9月)	子ども支援課子ども支援係



『ふくちゃん』は子どもたちが応募した作品の中から子どもたちの投票によって選ばれました。『ふくちゃん』には、“全ての子どもたちに福ふくが来るように”という願いが込められています。

## 令和4年度 宗像市子どもの権利救済・回復活動報告書

令和5年8月発行

発行 : 宗像市子どもの権利救済委員・むなかた子どもの権利相談室  
住所 : 〒811-3492  
福岡県宗像市東郷一丁目1番1号（宗像市役所西館1階）  
電話 : 0940-36-9094  
FAX : 0940-37-3046  
子ども専用フリーダイヤル : 0120-968-487  
宗像市公式ホームページ : <http://www.city.munakata.lg.jp>

クローバー よつぼかな？